

平成 1 7 年度業務実績評価表

経済産業省独立行政法人評価委員会
中小企業基盤整備機構分科会

独立行政法人中小企業基盤整備機構 平成 17 年度業務実績評価表

中期目標	中期計画	17 年度計画	17 年度業務実績	評価	コメント
前 文 中小企業総合事業団、地域振興整備公団、産業基盤整備基金の機能を統合して設立される中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言や研修、資金面の支援、地域における施設の整備、共済制度の運営等の種々の施策を実施し、その事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的としている。 これまで、中小企業総合事業団においては、専門人材による経営支援や人材育成、ベンチャーファンドの活動促進、共済事業の推進など、主にソフト面から中小企業の活動を促進する業務、地域振興整備公団においては、産業用地の整備や賃貸施設の整備・運営などハード面から地域産業集積の形成など地域経済活性化を図る業務、産業基盤整備基金においては、構造改革加速化のための政策課題に対応した債務保証や出資などの資金供給面での業務をそれぞれ実施してきた。これらの業務は、事業活動の活性化のための基盤整備として相互に関連しているものであり、また、その実施に当たっては企業経営に関する専門的な知見の蓄積が不可欠である。このため、機構は、これらの法人に蓄積された人材や資産、これまでこれらの法人における業務の実施を通じて蓄積された専門的な知見を集中し、また、さらにその専門性を強化しつつ、一体的な事業展開を実施することにより、このような基盤整備のための施策実施機関として、その施策をより効果的に遂行していくことが求められる。 我が国経済は、経済構造の改革が徐々に進みつつあるものの、次の時代の牽引役となる新たな産業が十分具現化しておらず、また、大企業に比べて中小企業の景気の回復が遅れがちであるなど、先行きには未だ不透明感がある。特に地域経済は、グローバル化の進展による生産拠点の海外移転等が進展する中、地域経済を支える既存産業が地盤沈下を起こし、地域経済の核となるべき新しい芽も十分には育ってきていない。					

このような中で、機構は、創業ベンチャー、既存中小企業等の新事業展開を促進するため、人材、施設、資金技術等の経営資源の調達支援や、新事業展開の支援を行う民間機関等の活動促進等を行う。 中小企業その他地域に密着して活動する事業者の経営基盤の強化を図るため、個々の経営者が日常的な取組の中で経営上の課題に対応していけるよう、研修の実施や相談体制の充実、産業集積の活性化促進等を行う。 経営環境の変化への適応の円滑化を図るため、自主的な取組だけでは対応が困難な中小企業の再生支援や、連鎖倒産防止、小規模事業者の事業廃止等の円滑化のための共済制度の確実な運営等を行う。 この際、地域経済の自律的發展を促進していくため、機構はこれらの業務により、それぞれの地域が抱える課題に対応しつつ地域の保有する産業資源を発掘し、それをいかして、地域における特徴ある産業集積の形成を促進していくことが重要である。 また、政策課題に対応した民間の取組に対して、出資・債務保証等の業務を着実に行う必要がある。 さらに、機構は、個々の事業者がこれらのサービスを、関連する他の支援機関の機能と連携して活用できるよう、各種施策情報を提供する体制の強化を図る。期限が定められた業務については、適切な工程管理と業務運営により円滑に事業を終了していくことが求められる。 地域における事業の実施に当たっては、機構は、国の地方支分部局や地方自治体と連携していくことが必要であり、特に、産業クラスター計画など地域の特徴をいかした活性化のための政策を推進し、産学官の広域的ネットワークの形成等に取り組んでいる経済産業局の施策に十分協力・連携していくことが重要である。 また、機構がこのような機能を発揮していくために、施策の利用者と直接接する業務を行う部門を糾合した地方組織を各地域ブロックの拠点となる都市に設置するなど、利用者との接点を重点強化し、施策の利用促進や要望の把握を行いつつ施策を実施する。このような取組により、ニーズの把握の体制を充実させ、さらにこの情報を施策の改善へと反映させていくことで、施策の質的向上を図る。				
--	--	--	--	--

機構は、これらの事業を通じて、中小企業の事業活動の活性化及びそれを核として地域経済の自律的發展等を支援し、ひいては、我が国経済の活性化を進める。 1．中期目標の期間 中期目標の期間は、4年9か月（平成16年7月～平成21年3月）とする。 2．業務運営の効率化に関する事項 （1）政策目標に対応した機動的な組織運営 ・機構の組織は、その目標の実現のために業務の改善や新たなニーズに即応した事業が機動的に実施されるよう、政策目標ごとに大きくくり化され、部門間の壁を極力廃した柔軟な組織運営を行い、有機的に連携した意思決定と業務の効果的な実施を図る。 ・利用者との直接の接点となる部門の体制及び権限の強化を図るとともに、各地域において、経済産業局、地方自治体、他の中小企業支援機関等との連携を強化する。 ・期限が定められた業務については、その確実な遂行のための体制を採る。	1．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）政策目標に対応した機動的な組織運営 ・統合前の三法人における事業実施体制にとられることなく、政策目標ごとに大括り化して三法人の事業の融合化を図り、事業実施において統合効果を最大限発揮できるよう、各部門の目指すべき政策目標に即した効率的な組織体制を構築する。 ・ニーズに合った事業を行い成果を挙げている部門や戦略的な事業強化が必要な部門の組織や人員配置を厚くするなど、事業の評価及び企画立案のプロセスにより行われる事業体系の変更に組織体制や人員配置を柔軟に対応させるとともに、迅速な意思決定が図れるよう組織のフラット化を推進する。 ・利用者との直接の接点となる支部等については、全職員の5割以上を重点的に配置し、外部人材を積極的に活用するなど事業実施体制を強化するとともに、決定できる事項の範囲を拡大し、裁量の範囲を明確化することにより、機動的な事業運営を行う。また、機構は、経済産業局が構築する地域におけるネットワークの中で、その専門的な知見を活かして、関係機関との間の連携、強化を図る。 ・産業用地分譲業務については、期限までに確実に分譲等を進めていくため、本部と地方部局に事業規模に応じた適切な体制を置いて連携をとって事業を進める。	1．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）政策目標に対応した機動的な組織運営 平成17年度は初年度に蓄積された組織運営体制を基礎として、支部体制の一層の充実等利用者本位・地域密着支援のさらなる推進、独立行政法人化・統合・支部設置という変化の組織・職員への浸透などを通し、中期目標・中期計画に掲げた成果創出に向けた組織運営体制を構築することに重点を置く。 政策目標に即した効率的な組織 前年度に大括り化した組織体制と人員配置を、新たな政策課題及び中小企業のニーズや地域の特性、重点項目に対応して機動的に見直す。また、組織運営にあたっては、前年度に引き続き、関連する事業部門間の連携、意思決定の迅速化、効率的な業務遂行に留意する。	1．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）政策目標に対応した機動的な組織運営 政策目標に即した効率的な組織 ■ニーズに即した機動的な組織・人員配置の見直し（中小企業・地域の支援ニーズ、新たな政策課題等に機動的に対応） ○中小企業・地域の支援ニーズに対応 ・「北陸支部中小企業・ベンチャー総合支援センター」及び「沖縄事務所」を設置（17年4月） ・国際化に関するニーズの増大を踏まえ「国際室」を設置（17年4月） ・北陸支部に「共済推進室」を設置（17年11月） ・産業用地の利活用に資する地域プロジェクトを発掘するため「地域プロジェクト推進室」を設置（18年1月） ・支部機能のさらなる強化のため支部に「企画調整部長」を配置し、企画部内に「支部支援室」を設置（18年4月） ・南九州地域における支援ニーズに効果的に対応するため「南九州事務所」を開設（18年4月） ○新たな政策課題に対応 ・新連携への支援を円滑に推進するため「新連携推進室」を設置（17年7月） ・モノ作り基盤技術支援の円滑な実施のため	A 支部の設置、職員の支部への重点配置という平成16年度に構築した仕組みを活かし、利用者との接点の機能強化や利用者のニーズに応えるべく、サービス改善を行うためのPDCAサイクルの充実が図られた。また、中期計画にない新連携事業を始め、利用者の新しいニーズに積極的に対応するため、組織・人員を機動的に見直し、他機関との戦略的な連携の強化、効率的業務遂行を目指すためのアウトソーシング等を行ったことは高く評価できる。更に、経費面においても計画を上回る削減率を達成したことから、業務運営の効率化については、【A評価】とした。
--	---	---	--	--

			経営基盤支援部に「モノ作り基盤技術支援室」を設置（１８年１月） ・まちづくり支援の円滑な実施のため地域連携推進Ｇに「まちづくり支援室」を設置（１８年１月） ○組織の機能拡充と経営課題への迅速な対応 ・全機構的な産業用地営業体制強化のため産業用地部内に「営業推進課」を設置（１７年４月） ・情報システムの最適化とその強化を図るため、ＣＩＯとＣＩＯ補を新設（１７年６月） ・ナレッジマネジメント推進のため「経営支援情報センター」を新設（１７年７月） ・外部人材の活用・評価等を適正に行うため、人事厚生Ｇ内に「外部人材活用支援室」を設置（１７年７月） ・経理部門の人員配置・業務実施体制を見直し（１７年９月） ・情報システム基盤強化のため「情報システム基盤センター」を設置（１８年４月） ○事務所・開発所の計画的統廃合 ・山口事務所、高知事務所について１７年度末で閉所 ・用地分譲業務を行っていた鹿児島事務所をいちき串木野から鹿児島市内に移転し、南九州事務所として機能強化（１８年４月） ■利用者との双方向のアクセス強化 ○顧客ニーズを踏まえた事業の実施（利用者の受信強化、ＰＤＣＡへの反映） ・「お客様の声」「利用者アンケート」を利用することにより顧客ニーズ・顧客提案を広く取り入れ、顧客の立場に立った事業の改善を実施（専門家派遣、大学校研修、共済事業等） ・利用者が自由に意見、クレーム等を送れるよう各窓口にお客様用の葉書を設置 ○利用者フレンドリーなサービス提供 ・利用者の立場に立った事業改善（平日１９時までと土曜日に電話相談を受付（何でも相談ホットライン（１２月～）、共済相談室（１月～）→１６２件の相談（３月土曜日の平均相談件数）、経営相談予約システムの改善等） ・大阪駅前には機構の施策情報等を発信するＰＲセンターを開設（１月） ・地方利用者へのサービス向上（東京の専門家によるＴＶ電話相談の導入、本部からの支部専門家支援強化） ■部門の壁の排除等を通じた組織の一体化強		
--	--	--	--	--	--

		化（組織融合の一層の促進） ○組織横断的な課題対応、ノウハウ共有化を図るべく各種タスクフォースを設置（関連する事業部門間の連携、意思決定の迅速化、効率的な業務遂行） ・機構の基本理念、経営方針、行動憲章を提言し全職員に周知 ・効果的な広報を実施するため広報戦略を策定 ・業務全般の改善のため業務サポート会議において対応策を検討し迅速な業務改善を実行 ・外部人材の効率的活用を図るため外部人材制度委員会を設置 ・効率的な会計経理業務を実現するため経理業務改革タスクフォースでの検討を実施 ・資金関連業務（資金運用、債権管理等）の課題対応・知見共有化のために資金関連業務連絡会を開催 ・電話相談業務のサービス向上とコスト削減を図るため電話応答等に関する研究会での検討を実施 ・決算遅延の原因究明を踏まえ再発防止策を策定 内部統制、全組織的な工程管理の徹底、進捗管理体制を強化（役員会での進捗管理の実施） ○全機構的なコンプライアンス体制を確立するためコンプライアンス委員会を設置 ○TV会議の積極的活用により、本部、支部間のコミュニケーションの向上促進を図るとともに意思決定の迅速化を推進（役員会、各種連絡会議等180回開催） ○出身母体の旧法人にとらわれない人事異動の推進と事業研修の実施 ■意思決定の迅速化 ・役員会の開催を月1回から月2回に頻度増加 ・TV会議の積極的活用により、本部・支部間コミュニケーション向上を追求 支部等の体制強化 利用者との直接の接点となる支部等に全職員の5割以上を重点的に配置するべく人員をシフトさせる。 また、新たな政策課題や地域ごとの支援ニーズに対応して、北陸支部中小企業・ベ	支部等の体制強化 ■支部機能の充実と柔軟性・機動性向上（機構職員の5割以上を配置） ・18年4月1日現在で本部417名、支部436名（51.1%）の配置 （17年4月1日現在では本部423名、支部430名（50.4%））	
--	--	--	---	--

		ンチャー総合支援センターや沖縄事務所を設置するほか、経済産業局等他機関との人的交流などにより支部の体制を一層充実させるとともに利用者からはがきなどにより支援ニーズ、クレーム等を迅速・的確に把握し、ニーズに対応したきめ細やかな支援や関連の情報をワンストップで提供できる体制とする。 さらに、中小企業大学校、事務所及び開発所を含む支部の人員を柔軟に活用することにより支部に求められる機能を一層効率的・効果的に発揮し得る体制を構築するとともに、本部と支部の役割分担の一層の明確化、予算の支部活動への重点活用、ＴＶ会議の活用も含めた支部のバックアップ体制の強化を図る。	・支部機能のさらなる強化のため支部に「企画調整部長」を配置 ■支部が活動しやすい環境作り（支部への権限委譲と本部のサポート） ・チャレンジ事業（顧客ニーズを踏まえた支部独自事業）への柔軟な予算配分 ・支部長会議、支部担当者会議などを通して意志の疎通を促進 ・ＴＶ会議システムの本格導入（機構のネットワークを活かした事業展開をサポート） ・本部企画部内に「支部支援室」を設置 ■地域ごとの支援ニーズに対応するため支部所在地以外でのプレゼンスを強化 ・沖縄事務所の設置（１７年４月） ・地元自治体との連携により松山市（７月）、岡山市（１１月）にサテライトオフィスを設置 ・支部所在地以外での支援ニーズに応えるため、関係機関との連携体制を構築 ・シンポジウム、セミナー、出張相談会等を積極的に実施 ・事務委託等を積極的に活用し遠隔地での営業活動を強化 ■支部におけるチャレンジ事業（顧客ニーズを踏まえた支部独自事業）の推進 ～各支部が各地域の中小企業・地域ニーズを吸い上げ独自色ある事業を実施～ （チャレンジ事業事例） ・北海道支部：北見市が取り組む地場農産品の高付加価値化を支援 ・東北支部：モノ作り産業を中心とした会津のネットワークづくりをサポート（ＴＶ番組化し放映） ・関東支部：証券取引所と連携し中小企業・投資家・証券市場連携セミナーを実施（来場者３８８人） ・中部支部：中部経済産業局、県、金融機関との連携により地域中小企業施策の説明会（支援キャラバン）を実施 ・近畿支部：大阪駅前にＰＲセンターを開設し施策情報を提供、地域関係機関と連携した弁護士相談会の実施 ・中国支部：合併間もない安来市の産業振興施策の立案支援 ・四国支部：社団法人徳島ニュービジネス協議会との連携により学生等を対象としたビジネスプランコンペを開催 ・九州支部：九州経済産業局及び九州農政局	
--	--	--	--	--

		関係機関との連携強化 前年度に引き続き、経済産業局が構築する地域におけるネットワークの中で、関係機関との連携を一層強化する。特に平成17年度においては、経済産業局が重点を置いて実施する新施策（新連携、販路開拓、中心市街地活性化など）について、支援機関、地方自治体や民間機関との連携を緊密に図りながら的確に事業を実施する。 産業用地分譲業務の体制整備 前年度に整備した業務体制において、本部と地方部局とが連携して事業を進めるとともに、効率的な事業運営が行えるよう、分	とタイアップし農工連携をテーマとしたシンポジウムを開催（農工連携の推進） 関係機関との連携強化 ■他機関との一層の連携強化 ○経済産業局との連携による新施策（新連携事業）の実施・推進 ・支部内に新連携支援地域戦略会議事務局を設置 ・新連携への支援を円滑に推進するため、各支部及び沖縄事務所に新連携支援プロジェクトマネージャーを配置し支援体制を強化 ○地域の関係機関との連携により中小企業・地域のニーズにあったきめ細やかな支援を実施 （地方自治体、金融機関、支援機関等と連携し、中小企業・地域のニーズにあったきめ細やかな支援を実施） ・関係機関との連携強化 経済産業局や支援機関との定期連絡会を開催 地域における金融機関との事業連携の強化（各種セミナーの共同開催、各種情報交換等） 技術支援ネットワークを拡充（新政策の円滑な推進のため産総研、公設試、高専等との連携強化） 東京商工会議所、日本商工会議所を始めとした支援機関との連携強化 業種別の懇談会の実施（非製造業業界団体（6団体）、製造業業界団体（5団体）） ○関係機関との業務提携の推進 （17年度業務提携機関 45機関） [地方自治体] 東京都、松山市、岡山市、荒川区 [金融機関] 国民生活金融公庫、埼玉りそな銀行、静岡銀行、群馬銀行、広島銀行等（35機関） [証券取引所] ジャスダック証券取引所 [支援機関] 大田区産業振興協会、福岡県産業科学技術振興財団等（5機関） 産業用地分譲業務の体制整備 ○分譲体制の強化 ・全機構的な産業用地営業体制強化のため産業用地部内に「営業推進課」を設置（17		
--	--	--	---	--	--

		議体制の点検を適宜行う。 積極的・効果的な広報活動 組織及び各事業の認知度の一層の向上を図るため、外部の有識者の意見を得つつ各種媒体の特性を有効に活用した広報活動を積極的に展開する。	年4月) ・産業用地の利活用に資する地域プロジェクトを発掘するため「地域プロジェクト推進室」を設置(18年1月) ○事務所・開発所の計画的統廃合 ・山口事務所、高知事務所について17年度末で閉所 ・用地分譲業務を行っていた鹿児島事務所をいちき串木野から鹿児島市内に移転し、南九州事務所として機能強化(18年4月) 積極的・効果的な広報活動 ■戦略的な広報活動の実施(中小機構の認知度向上及び各事業のPR・成果普及) ○組織横断的なタスクフォースを設置し効果的な広報を追求 ・各種事業、事業成果等を積極的に情報発信(TV・ラジオCM、新聞、インターネット、雑誌広告等) ・機構紹介用DVD、パネル等を作成(イベント等で活用) (新聞等) ・機構の事業成果、取り組み内容を効果的に情報発信しPR ・理事長、支部長等による地域報道機関への情報発信を強化 - 機構関連記事掲載 1093件 - 理事長インタビュー・理事長コラム等掲載 23件 ・新聞社等と連携をした広報活動の実施(ターゲットを絞った広報、フォーラム・セミナー等の開催と連動した広報) (ラジオ) ・ラジオ番組により中小企業施策情報を提供 - TBSラジオ(「大沢悠里のにつぼん元気カンパニー」全国47都道府県(34局ネット))にて、中小企業施策情報を提供するとともに、元気な中小企業を紹介、経営のキーワードをわかりやすく分析し解説 ・理事長のラジオ出演(ラジオ日本「オトナの情報マガジン」(18年3月7日放映)) (テレビ) ・ニーズを踏まえた効果的広報の実施 ・「小規模企業共済」をPRするTVコマーシャルを確定申告時期に集中的に実施 ○地方の特色を活かした発信 ・地方紙を活用した効果的広報を実施(機構の事業成果、取り組み内容を効果的に発信)	
--	--	--	---	--

(2) 人的資源の有効活用 ・職員に対する研修の充実のほか、地域において利用者と直接接する業務に重点的に人材を配置し、それを通じて現場感覚の先鋭化を図り、事業の企画・立案・実施能力の向上を図るとともに、職員のキャリアパスを構築し、計画的に必要な人材の育成に努め、機構全体としての知見の蓄積・強化を確保する。 ・業務の専門性の高い分野においては、知見を持った外部の人材の積極的な登用を図る。 ・経理、人事などの管理業務については、専門性を有する外部機関の活用等アウトソーシングを進め、業務の効率化及び体制の合理化を図る。 ・職員から納得の得られる公正で多面的な業績評価制度を構築し、その評価結果を処遇に適切に反映する。	(2) 人的資源の有効活用 ・人材育成については、利用者と直接接する部門を中心に経験を重ねることに重点を置くことにより、専門性の高い人材を育成し、機構の業務遂行能力の向上を図る。 ・中小企業の支援に関わる民間事業者や経済産業局等公的支援機関との人的交流を積極的に推進し、施策の有機的連携や事業実施情報の共有化を促進する。 ・時代の要請に対応した企業の経営課題への対応力やコンサルティング力など、即時性と高い専門知識が求められる領域(例えば、ファンド出資に係る金融知識等)について任期付き採用制度等の活用により積極的に外部人材を登用すること、定期的新卒採用にこだわらない多様な職員採用方法を用いること、これらの人材について専門知識や経験を踏まえた処遇方針を明確化すること等により、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を行う。 ・業務の合理化と効率化を推進するため、経理、人事等の管理部門を中心として、適切な監督の下に外部専門事業者等を活用することによりアウトソーシングを進めるなどして、管理部門の職員数をさらに削減し、利用者と直接の接点となる部門への人的資源の重点配置を促進する。 ・機構の目標の明確化とその共有化を図るとともに、各職員に求められる任務を明確にし、自主的、主体的な業務への取組みを促進させる。職員の業績評価については、成果主義と能力主義を併用して客観性の高い制度とするとともに、評価者訓練の実施等を通じて納得性の向上に努めた運用を行い、処遇に適切に反映させる。	(2) 人的資源の有効活用 人材の活用と養成 ・平成 1 7 年度研修計画に基づき、業務遂行能力や専門能力の向上、人材や事業の相互理解、独立行政法人を巡る諸制度についての修得を促進するため各種研修を実施する。また、独立行政法人化に伴う組織運営等の変更を体感できる機会を増進させるべく職員のプロセス参加を推進する他、特定のテーマについての部門横断的なタスクフォースの運営を推進することにより、人材の有効活用を図るとともに、職員の意識改革を進める。 ・平成 1 7 年 4 月の組織変更を踏まえ、専門職制度の運営面等実務的観点から取扱いを十分に検討し、導入推進を図るなど計画的なキャリアパスを通じた人材の育成を推進する。 人材の専門性・多様性の確保	・共済制度 4 0 周年事業の地方紙 4 7 紙への広告 (2) 人的資源の有効活用 人材の活用と養成 ■内外トータルの人材活用(職員と外部人材との役割を明確化し、職員の育成、外部人材の効果的活用を推進) ・研修の体系的効果的实施を目指し研修調整会議を開催し、1 8 年度研修実施方針、研修計画を策定 ・目標管理制度の本格導入(1 7 年度実績については 1 8 年度賞与へ反映) ・職員の専門性をより一層高めるため、人材育成方針や職員のキャリアパスを踏まえた専門職制度を検討 ・専門家、嘱託等の外部人材の管理、評価等の標準化につき、1 8 年度上半期内の実施に向け検討中 ○各種職員研修を積極的に実施(職員の意識改革、専門性・業務遂行能力の向上) ・職員のさらなる意識改革のため、役員自らが講師となり職員研修を実施(テーマ例) 「中小機構は変化対応業～事業環境の変化に伴う新たな価値提供できるか～」 「産業用地事業を通じたビジネスモデルの構築」 「中期目標と中期計画について」 ・ワンストップサービスの確立のためコンシェルジュ研修、窓口相談担当者研修を実施 - 施策情報の提供、顧客満足の向上、顧客の問題解決の水先案内人を目指すための研修を実施 ・会計制度改革、A B C 原価計算、独法会計基準と会計処理等の研修を実施 ○職員の意識改革を図るため部門横断的なタスクフォースを設置 - 組織横断的な課題対応、ノウハウ共有化を図るべく各種タスクフォースを設置(再掲) (関連する事業部門間の連携、意思決定の迅速化、効率的な業務遂行) 人材の専門性・多様性の確保	
--	---	--	---	--

		機構の運営に必要な専門人材を確保するため、新卒の定期採用に加え、必要に応じて、社会人採用や期限付き採用等を活用する。また、企業の経営課題への適切なコンサルティング等の高い専門性が求められる領域については外部専門家等の人材確保を行うとともに、これら専門家を一層有効に活用するため管理体制の強化及び評価システムの導入を図る。 さらに、引き続き、中小企業支援及び地域産業支援を行う経済産業局を始めとした公的支援機関及び金融機関等の民間支援機関との人事交流を推進する。 業務運営の効率化等による事業部門の人的資源の確保等 給与計算事務作業についてアウトソーシングを実行に移すとともに、福利厚生、旅費事務を始めとするその他の事務作業についても効果的アウトソーシング方法を検討し、可能なものから費用対効果を勘案し実施する。 また、就業管理システムの各支部（事務所等を除く）の整備拡充を実施する。	○積極的な外部人材の活用～2800名の専門家（プロ集団）の質向上を積極的に追求～ ・外部有識者からなる外部人材制度委員会で外部人材のあり方を審議 - 外部人材の活用に係る基本方針を制定 - 継続して外部人材の採用、管理、評価のあり方について検討・審議 - 外部人材を効果的に活用し機構の総合力発揮を目指す ○人事交流の推進、民間からの出向受入等による専門人材の積極活用 （17年度には、新連携事業への対応、情報システム等専門分野への対応等により出向者数約20人増加） <事例> ・産業クラスター計画等への適切な対応を図るべく、地域金融機関、経済産業局に対し働きかけ、支部に期限付きで出向受け入れ ・債権回収など専門性の高い業務について期限付きで出向受け入れ ・外部専門家、ボスドク等を期限付きで採用 業務運営の効率化等による事業部門の人的資源の確保等 ■管理部門の人員削減と支部への重点配置の実行（支部への5割以上の配置） ・人員配置のPDCAの実施 - 支部：17年4月 50.4%（430人／853人） →18年4月 51.1%（436人／853人） - 管理部門：17年4月 10.6%（91人／853人） →18年4月 10.4%（89人／853人） ・各支部（事務所等を除く）に就業管理システムを導入し就業管理の効率化・統一化を図る ■アウトソーシングの推進・活用（職員の重点配置と効率的業務遂行を目指し順次アウトソーシングを実施） ・給与支払業務、社会保険手続き業務のアウトソーシングを実施（17年7月） ・共済の手続き事務において委託先を決定（20%強（約5千万円／年）のコスト削減を見込む） - 業務の定型性に鑑み、競争による選定プロセスを導入し、企画選考により民間企業に委託先を決定 （関連法人に対する随意契約ではなく民間	
--	--	--	---	--

		業績評価の推進によるモチベーション向上 機構の目標の明確化とその共有化を図りつつ、部門毎や個人毎の目標設定をする等、目標管理制度を本格導入する。また、平成18年度に向けマニュアルの改正や評価者の評価能力向上を図るため引き続き評価者訓練等を実施する ナレッジマネジメントの推進 個人情報保護法の施行に対応した個人情報の流出に注意しつつ、機構内で支援先企業情報や各種専門家情報などの基礎情報の共有化を推進する。また、支部における支援ノウハウや成功事例等を機構横断的に蓄積・分析し、支援現場において活用するなどナレッジマネジメントを積極的に推進する。	企業に委託先を決定) ・福利厚生、J-Net 2 1を始めとして各種アウトソーシングを準備 業績評価の推進によるモチベーション向上 ■職員のモチベーション向上（職員のモチベーション向上の手段として「目標管理制度」を本格導入） ・17年度評価結果は18年度賞与に反映 ・目標管理制度の適切な運営のため制度説明会、管理職を対象とした評価者訓練研修を実施 ナレッジマネジメントの推進 ■ナレッジマネジメントの計画的推進と本格稼働 ○経営支援情報センターを設置（7月） ○基礎情報からノウハウまで各種ナレッジの組織内での共有・活用を目指した計画的な取組を実行 第一段階：イベント日程や各支部スケジュール等基礎情報を共有化（16年度実施済） 第二段階：顧客及び専門家・講師の情報共有システム構築 顧客情報共有化システムを構築し部門間にまたがる支援情報を共有化（総合支援のための基礎を構築） 第三段階：企業支援、顧客課題解決に係るノウハウ、事例等のナレッジ化 機構の支援現場で得られた支援・課題解決ノウハウを共有化 大学校の研修教材として活用するとともに支援機関向けのセミナーにて情報発信 ○都道府県等の中小企業支援計画に係る施策情報データベースを作成し、機構内で共有化させるとともに、全経済産業局、全都道府県、政令市等へのフィードバックを実施（新施策立案の参考にしたいという都道府県等ニーズに的確に対応） ○独立行政法人等個人情報保護法の施行にあわせて、個人情報保護管理規程、個人情報取り扱いマニュアル等を定め、個人情報保護管理体制を整備（4月の施行後、大きな		
--	--	--	---	--	--

(3) 事業の企画立案プロセスの構築と事後評価の徹底 ・機構が実施する事業については、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」という毎年の事業評価プロセスの構築と定着を図る。その際、中小企業者等と直接の接点となる部門が収集する施策利用者等の情報を事業の評価や新事業の企画立案にフィードバックする。 ・事後評価を徹底し、十分な成果の得られていない事業や他の機関が十分類似のサービスを提供している事業については、改善又は廃止して、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中する。	(3) 事業の企画立案プロセスの構築と事後評価の徹底 ・事業実施にあたっては、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」という毎年の事業評価プロセスの構築と定着を図り、利用者と直接の接点となる部門が収集する施策利用者等の情報を事業評価や新事業の企画立案に適切にフィードバックする。 ・各支部の評価については、機構は、あらかじめ、各支部が実施すべき措置、達成すべき目標、本部と支部の間の責任関係等をできるだけ明確化した上で、それに沿った評価を行う。 ・事業評価は、効率性、有効性、及び民間機関や他の支援機関との役割分担の視点から適時厳格に行う。その結果に応じ、事業評価が継続的に低い事業の原則廃止や、効率化のための改善努力が見られない事業は原則縮小する一方で、ニーズの高い事業への重点化や、より効果の見込まれる新たな手法での事業に注力するなど、事業の再構築を迅速に行う。	(3) 事業の企画立案プロセスの構築と事後評価の徹底 事業実施にあたっては、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」という事業評価プロセスの定着を図り、迅速に事業の改善や見直しを進める。 また、利用者と直接の接点となる支部などを通じて支援ニーズや意見を把握し事業評価や新事業の企画立案にフィードバックする。 さらに予算の執行についても定期的に点検・見直しを行うことにより、機動的な事業の執行を確保する。	トラブルなし) (3) 事業の企画立案プロセスの構築と事後評価の徹底 ■ P D C Aの一層の定着 ○利用者の受信強化、P D C Aへの反映(再掲) ・「お客様の声」「利用者アンケート」を利用することにより顧客ニーズ・顧客提案を広く取り入れ、顧客の立場に立った事業の改善を実施(専門家派遣、大学校研修、共済事業等) ・利用者が自由に意見、クレーム等を送れるよう各窓口にお客様用の葉書を設置 ○機動的な事業・業務の見直し(事業、組織・人事、業務遂行等の組織運営全般についてP D C Aを実行) 主な例は以下のとおり (事業)機動的な事業の見直し ・17年度新規事業(新連携、販路開拓、地域ブランド、実効性確保診断サポート事業等)の円滑な実施 ・民活法、F A Z法、特商法廃止に伴う債務保証等業務の縮小(18年度) ・17年度事業執行について年度末にチェックし18年度事業執行や予算配分に反映するとともに、19年度予算に反映させるべく政策当局と調整中 ・顧客ニーズ、地域ニーズを踏まえ地域特性に応じた事業に柔軟に予算を配分 (組織・人事)組織・人事配置のP D C Aを実行 ・新政策、顧客ニーズ、業務効率化を踏まえ組織体制を見直し ・目標管理制度の本格導入(17年度評価結果を18年度賞与に反映) (業務遂行)理事長へのコミットメントを通じた各部門及び各支部ごとのP D C Aサイクルを構築 ・理事長と部門長・支部長との間で、17年度業務の重点事項と事業方針等についてコミットメントを取り交わし、状況に応じてチェック、軌道修正を行いながら事業を実施(P D C Aサイクルの強化) 理事長コミットメントについては、17年度当初、中間、総括と年3回実施 ・職員からの提案に基づく日常業務のチェッ	
--	---	--	---	--

(4) 業務全般の効率化 ・統合する三法人の管理部門の重複する機能を一体化して体制を効率化するとともに、効率性の高い業務の実施を図ることにより、一般管理費（退職手当を除く）については、特殊法人時の最終年度と中期目標期間中の最終年度を比較して30パーセント程度削減する。 ・運営費交付金により行う事業については、特殊法人時のそれに相当する補助金を充当して行う事業に比して5パーセント（年1パーセント程度）の経費削減を行う。中期目標期間中の各年度において新たに行う運営費交付金充当事業についても翌年度から年1パーセントの経費削減を行う。 ・行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。	(4) 業務全般の効率化 ・統合する三法人の管理部門の重複する機能を一体化して体制を効率化するとともに、効率性の高い業務の実施を図ることにより、一般管理費（退職手当を除く）については、特殊法人時の最終年度と中期目標期間中の最終年度を比較して30%程度削減する。 ・運営費交付金により行う事業については、特殊法人時のそれに相当する補助金を充当して行う事業に比して5%（年1%程度）の経費削減を行う。中期目標期間中の各年度において新たに行う運営費交付金充当事業についても翌年度から年1%程度の経費削減を行う。 ・各部門の業績評価結果を踏まえ、重点化すべき事業、省力化すべき事業等メリハリをつけた予算配分を行い、トータルとして目標値の達成を図る。 ・研修や専門家派遣による支援等の業務につ	(4) 業務全般の効率化 ・業務を効率的に実施することなどにより、一般管理費（退職手当を除く）については、特殊法人時の最終年度と中期目標期間中の最終年度とを比較して30%程度削減することを目指して抑制する。 ・運営費交付金により行う事業については、特殊法人時のそれに相当する補助金を充当して行う事業に比して年1%程度の経費削減を行う。平成16年度の新たな運営費交付金充当事業についても年1%程度の経費削減を行う。 ・各部門の業績評価結果を踏まえ、事業運営方法の見直しや予算の重点配分を適宜行う。 ・研修受講料や専門家派遣に係る受益者負担分については、業務内容に対する利用者の満足度を高めつつ、前年度に引き続き適宜体系の見直しを検討する。 ・TV会議、イントラネットの活用等を含め	クと改善（業務サポート会議） ○政策等への積極的発信（企画段階からの参画） ・モノ作り基盤技術高度化、中心市街地活性化等18年度新規政策に対し、企画段階から積極的に関与するとともに、円滑な事業実施に向けた支援体制を構築 ○職員からの提案に基づき業務改善を推進 ・業務サポート会議（全職員から業務改善や職場改善に関する幅広い意見や提案を募り隔週開催する会議）において、対応策を検討し迅速な業務改善を実行（提案件数54件、課題解決率83%） 改善例：TV会議システムの事務所・開発所・大学校への導入、機構ホームページの改善、セキュリティ対策強化等） ■新規事業・チャレンジ事業の機動的展開 ・新連携を始めとした新規事業の円滑な実施 ・支部におけるチャレンジ事業（顧客ニーズを踏まえた支部独自事業）の推進 - 各支部が各地域の中小企業・地域ニーズを吸い上げ独自色ある事業を実施（再掲） ○計画的かつ円滑な予算・業務執行 - 予算調整会議により弾力的な予算執行を追求 (4) 業務全般の効率化 ■業務の合理化と効率化 ○システム効率化に向けた抜本的な見直し - CI0及びCI0補を設置（外部の専門人材も活用）、機構全般にわたるシステム効率化に向けた抜本的な見直しに着手 ○事務処理の合理化 - 共済の事務事務について、アウトソースに先立ち、業務フローを体系的に見直し - 経理業務について、民間の実務経験者の参加を得て業務フローの見直し・旅費業務合理化等を実施 ○コスト削減に向けた自己改革として、役職員給与を国家公務員の引き下げ率を上回る水準で引き下げ ■一般管理費の削減 - 中期計画期間での30%経費削減を目指して経費を抑制 →平成15年度と比較して21.7%の	
--	---	--	---	--

・事業の実施については、できるだけ適切な受益者負担を求め、より多くの利用者が利用できるようにする。 ・利用者への情報提供等の利便性の向上や、内部管理業務の効率化、高度化のため、経済産業省電子政府構築計画に基づき、これらの業務の最適化計画を作成するとともに、その扱う情報処理の内容に応じた情報技術を活用し業務の改善を図る	・業務内容に対する利用者の満足度を高めつつ、適切な受益者負担を求める。 ・利用者の利便性の向上や業務の効率的実施のため、相談窓口等におけるインターネットの活用、申請手続きの簡素化や利用しやすさに配慮した施策情報のデータベース化を行う。また、個別情報の流出に注意しつつ、機構内で支援先企業情報や各種専門家等の情報のデータベース化等による共有化を推進するなど、情報化の推進に積極的に取り組む。	職員相互間のコミュニケーションの向上を図ることにより業務の効率的実施を促進するとともに、職員の相互理解の増進を図る。また、職員から広く業務改善に関する提案等を募り、迅速に対応することを通じて業務改善を推進する。 ・なお、個人情報保護法施行に対する的確な対応を始め、引き続き法令遵守に遺漏がない組織運営・業務運営を推進する。	削減 ■運営費交付金の削減 16年度と比較して3.9%の削減 既存事業に係る17年度運営費交付金＝201.8億円（この他、17年度新規の交付金12億円） 16年度運営費交付金＝210億円 ○受益者負担の見直し ・18年度開講の新中小企業診断士養成課程について負担能力等を勘案した受講料を設定するとともに、その他の受講料についても見直し検討を継続 ・専門家派遣（海外現地アドバイス）について受益者負担の見直しを実施し18年度より事業に反映 ○計画的かつ円滑な予算・業務執行 予算調整会議により弾力的な予算執行を追求（再掲） ■情報化による職員間コミュニケーションの向上促進 ・TV会議の積極的活用により、本部、支部間のコミュニケーションの向上促進を図るとともに意思決定の迅速化を推進役員会、部長会、支部長会議等における積極的な活用により、意思決定を迅速化 ・イントラサイトの活用により、新政策に係る関連情報等を迅速に配信し情報の共有化を推進 ○独立行政法人等個人情報保護法の施行にあわせて、個人情報保護管理規程、個人情報取り扱いマニュアル等を定め、個人情報保護管理体制を整備（再掲） ○ナレッジマネジメントの計画的推進と本格稼働（再掲） ・基礎情報からノウハウまで各種ナレッジの組織内での共有・活用を目指した計画的な取組を実行 ・都道府県等の中小企業支援計画に係る施策情報データベースを作成し機構内で共有化		
3. 国民に提供するサービスの質の向上に関する事項 （1）創業、既存企業の新事業展開の促進 創業ベンチャー、既存中小企業等の新事	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）創業、既存企業の新事業展開の促進 本項に規定する取り組みを行うことによ	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）創業、既存企業の新事業展開の促進 平成17年度は中期目標及び中期計画の	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）創業、既存企業の新事業展開の促進	A	産業用地の利活用実績、専門家派遣による課題解決率、インキュベーション施設の平均稼働率、研修の「役立ち度」などが目標を大きく上回っている。また、中小企業大学の自己改革の一貫として中期計画にはない「市場化テスト」に積極的に取り組んでいることは高く評価で

業展開のためには、技術シーズの開拓、事業案の具体化、販路拡大など、事業化までの各段階において適切な人材・技術・資金・情報等の経営資源を調達し、それらを的確に組み合わせて活用していくことが必要である。 このような経営資源調達については、民間機関においても様々な形でその円滑化を図る取組が行われつつあるが、新事業の具体化を幅広く支援するためには、十分な環境が整備されているとは言えない。このため、機構は、国や地方自治体と連携しつつ、経営資源の調達を支援する民間機関等の活動を促進させるとともに、機構自らが経営資源の調達について事業化に至るまでの手作り一貫支援を行うことにより、個々の事業者が円滑に経営資源を調達し、それらをうまく組み合わせて新事業展開に向けて機能させることを支援する。 また、地域産業の自律的発展のためにも新事業創出は不可欠であり、地域の経営資源活用、地域の支援機関等との連携による新事業展開を支援する。 これらの事業を新事業展開に取り組む多くの事業者に対して総合的に実施し、その新事業展開の達成の度合いを目に見える形で向上させる事を目指す。 民間機関等による新事業支援の促進 機構は、自らリスクを取って新事業展開を支援する投資ファンドを始め、技術移転機関（ＴＬＯ）、金融機関等の民間機関、新事業展開を支援する他の公的機関など、資金・技術・情報といった経営資源の調達を支援する者に対して、資金面の支援や日常的な情報交換、人材交流といった人材面・情報面での提携、協力を進め、その活動を活性化させる。	り、新事業展開の取組を強力に支援し、機構が行う経営支援を伴ったファンド出資、継続的な専門家派遣による経営支援、事業化のための助成等の支援後２年を経過した事業者の売上高の平均伸び率を２５％程度に向上させる（平成１５年度実績は伸び率１８％）。 民間機関等による新事業支援の促進 ・新事業展開を支援する金融機関、ＴＬＯ・産業支援機関等の民間機関や経済産業局、地方自治体等公的機関と、互いに保有する支援関連情報の共有化や、支援事業における相互協力また人的交流等の連携を強化し、これらを通じて新事業展開のためのネットワーク構築に取り組む。 ・創業、新事業展開に取り組む事業者への資金供給の円滑化のため、機構は、成長初期段階にある独自の強みを持つ中小企業に対して投資を行う特徴あるファンドや、投資事業によるリターンのみを目的とするのではなく既存中小企業など投資先の経営実態等に即した投資形態を取るファンドであって、投資先中小企業の新事業展開等に対し踏み込んだ経営支援を行うことを目的とするものに対して出資し、その組成を促進する。 事業実施に際しては、ファンドの投資実績がニーズに対応したものとなっているか考慮するとともに、組成したファンド及び投	達成に向け、各支部を始めとした支援体制を充実させ、本部支部間の連携体制を強化するなど効果的な事業実施のための体制を整える。 また、各経済産業局から各支部が受託して実施する中小企業新事業活動促進法に基づく新連携支援地域戦略会議事業の実施体制を整備し、事業を円滑に推進する。 民間機関等による新事業支援の促進 ・経済産業局、都道府県、支援センター等の公的機関との施策情報の共有化やイベント開催協力など連携体制の構築を進めるほか、特にキャピタル、金融機関、ＴＬＯなどの民間機関に対する支援情報の提供等により新事業展開のためのネットワーク構築に取り組む。 ・ファンドへの出資については、公的機関や民間機関へのＰＲや資金需要の把握に努めつつ、大学発や地域密着等特色あるベンチャーファンドや踏み込んだ経営支援を行うファンドに出資し、その組成を促進する。 また、制度発足２年目となる「がんばれ！中小企業ファンド」事業については、関係機関及び支部等機構内各部門等との連携により制度周知に努めるとともに、中小企業の新事業展開等を積極的に支援するファンドの組成を促進する。 事業実施に際しては、事業効果の拡大に向けて機構の各種支援ツールと有機的連携を図るとともに、出資先ファンドの健全な運	民間機関等による新事業支援の促進 ■支援機関等とのネットワークの構築 ・施策情報、支援情報等の情報交換、事業連携強化を図るため、都道府県等中小企業支援センターと定期的に連携会議を開催 ・都道府県等中小企業支援センターとの事業連携によるマーケティング支援の強化（販路開拓コーディネート事業） ・プロジェクトマネージャー全国会議を開催し、支援事例の研究を行うとともに成功事例等を共有化 ・経済産業局との連携による新連携事業の推進（支部内に新連携支援地域戦略会議事務局を設置） 新連携支援地域戦略会議事業を円滑に推進するため、各支部及び沖縄事務所に新連携支援プロジェクトマネージャーを配置し実施体制を強化 ○関係機関との業務提携の推進（１７年度業務提携機関４５機関） [地方自治体]東京都、松山市、岡山市、荒川区	きることから、サービスの質の向上については【Ａ評価】とした。
--	--	--	--	---------------------------------------

	資先中小企業に対し、継続的なモニタリングや連携した事業化支援を行うことによりファンドの財務の健全性を確保し、創業や新事業展開を促進する。 大学等技術移転促進法に基づく計画の承認を受けたＴＬＯからの債務保証の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、採算性等についての的確な審査を行い、事業リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間１００日以内に諾否を決定する案件の割合を８０％以上とする。	営を確保するため、投資委員会や組合集会への参加や組成したファンドの投資実績やパフォーマンスを把握するためのデータベースの構築を行う等、モニタリング機能の強化を行う。 - 大学等技術移転促進法に基づく債務保証制度については、各支部の支援拠点サポート室と連携し、前年度に引き続きＴＬＯ及びＴＬＯ関係機関に対し情報提供を行う。 - ＴＬＯの経営実態を把握し、当該実態に応じ、債務保証制度改善の検討を行う。 - 債務保証の申し込みにについては、標準審査期間１００日以内に諾否を決定する案件の割合を８０％以上とする。	[金融機関] 国民生活金融公庫、埼玉りそな銀行、静岡銀行、群馬銀行、広島銀行等（３５機関） [証券取引所] ジャスダック証券取引所 [支援機関] 大田区産業振興協会、福岡県産業科学技術振興財団等（５機関） ■創業間もない企業を支援するためのファンド（ベンチャーファンド）を組成 大学発や地域に密着した特色あるファンド等への出資 組成ファンド数 １７（累積総数６６） ファンド総額 ２２８億円（累積総額１，０１９億円） 機構出資決定額 ８０億円（累積総額３８６億円） 投資先企業数 ２９０社 うち公開企業数１２社 （累積総数 １，２６０社 うち公開企業数５３社） ■新事業に取り組む企業を支援するためのファンド（がんばれ！中小企業ファンド）を組成 地域に密着したハンズオン支援型、商店街支援型、映像コンテンツ等の新産業育成型ファンドを組成 組成ファンド数 ８（累積総数９） ファンド総額 １６３億円（累積総額２０３億円） 機構出資決定額 ７９億円（累積総額９９億円） 投資先企業数 ２７社（累積総数２９社） ■出資後のフォローアップ強化 - 出資事業管理システムの開発 - モニタリング機能を強化するため、投資先企業情報をデータベース化、１８年度に評価システムを開発予定 - 運営状況、パフォーマンス状況を評価するため、組合等を対象にフォローアップ調査を実施 - ハンズオン支援の強化（投資先企業に経営支援専門家、技術専門家を派遣） ○事業効果の拡大のための取り組み - ベンチャーキャピタル等を対象とし、事業の進捗状況・情報交換のための連絡会議（ファンド出資先連絡会）を年２回開催、ベンチャーキャピタル間の情報交換を促進 - 投資決定委員会に出席し、投資先選定に対	
--	--	--	---	--

新事業展開の実現のための踏み込んだ経営支援 個々の事業者が、事業化のステップに応じた適切なタイミングで必要な経営資源を調達し、それらをうまく組み合わせて新事業展開を実現していくためには、個々の事業者ごとに、事業プランの具体化や、それに沿った取組を支援する必要がある。このため、機構は、施策の利用者と直接接する部門において、専門人材の配置、支援対象事業者に関する情報蓄積の仕組みなど、事業者と継続的な関係を構築できる体制を整備しつつ、助言や研修の実施、あるいは必要に応じ、事業化検討のための費用の一部補助や、施設の提供等により、踏み込んだ支援を行う。 また、人材マッチング、新事業見本市、投資家等に対する事業プラン発表会等の実施により、新事業展開に必要な人材、販路、民間支援機関等と出会う機会を提供する。 これらの事業の実施に当たって、機構は、例えば以下のような点に留意し、事業者ごとのニーズの違いに適切に対応できる事業体系を構築しつつ、事業を実施する。 1) 創業ベンチャー等については、これらの企業が入居して事業活動を行う施設の効率的な提供と経営面の助言を行うインキュベーションマネージャーの配置によりソフト面の支援とハード面の支援を一体的かつ効果的に行うインキュベーション事業を、新事業シーズを有する大学等と連携しつつ実施するとともに、必要に応じて資金面の支援を行う。 また、株式投資などにより資金供給を行うしつつ経営面での一貫した助言指導を行う民間ファンドとのマッチングの機会の創出やそのための事業プランの作成支援が重要である。	新事業展開の実現のための踏み込んだ経営支援 1) 継続的な支援体制の構築 ・施策の利用者と直接接する機構の支部においては、新事業に取り組む事業者のそれぞれの経営課題を明確化し、その課題への対応を個別に支援するため、プロジェクトマネージャーを始めとする専門家の配置や課題対応型の研修を行うとともに、機構が提供する様々な支援ツール（助成、専門家派遣、各種マッチング等）を適時、適切なタイミングで提供するなど総合的に支援する。 ・また、各支援対象事業者に対して機構が提供した支援内容、当該事業者の支援前及び支援後の経営状況等に関するデータを収集・蓄積するなど支援効果等に関する情報を一元的に管理するとともに、支援に携わった専門家や支援ツール等の投入効果を測定、分析することによってより効果的な踏み込んだ継続的な経営支援を行う。 ・新事業創出促進法に基づく計画の認定を受けた事業者からの債務保証の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、採算性等についての的確な審査を行い、事業リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする（平成15年度末までの実績は概ね平均200日）。	新事業展開の実現のための踏み込んだ経営支援 1) 継続的な支援体制の構築 ・支援内容の高度化、専門化ニーズに対応するため分野別の専門家の充実を図る。特に、創業者や中小企業の事業化を支援するための技術プロジェクトマネージャーに加え、販路開拓支援を強力に推進するための販路開拓プロジェクトマネージャーを配置し、事業化及び販路開拓を支援する体制を整備する。 - また、新連携支援地域戦略会議事業を円滑に推進するため、各支部に新連携支援プロジェクトマネージャーを配置するなどして実施体制を構築し、新連携に取り組む企業群を強力に支援する。 - さらに、専門家の支援能力を向上させるために専門家の行動目標・評価基準の徹底及び基礎研修（支援ツール修得研修）、支援事例研究会などを開催する。 ・支援により成長した企業の成功要因や、支援の基礎資料となる支援先別カルテのデータベース化に向けてデータを整備するなど、支援に関する情報を機構内で共有・活用できる体制づくりを進める。 ・中小企業新事業活動促進法に基づく創業等の事業活動を促進するための債務保証制度を立ち上げる。 ・債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。	する意見を表明 ○大学等技術移転促進法に基づく債務保証 ・機構ネットワークの活用により積極的な制度普及活動を実施 ・承認TLO（41ヶ所）に対するパンフレットの送付、九州地域大学等技術移転推進連絡会議への参加等による情報提供及びヒアリング調査を実施 新事業展開の実現のための踏み込んだ経営支援 1) 継続的な支援体制の構築 ■販路開拓支援をスタート（17年度新規事業） ・円滑な事業実施体制の構築のため、大消費地に近い関東、近畿に販路開拓を支援するプロジェクトマネージャー2名を配置 - その他販路開拓専門員を配置し販路開拓支援体制を構築 ・新規性の高い優れた新製品・新技術・新サービスを持ちながら販路開拓が困難な中小企業等を支援 - 全国で14件の支援を決定（17年度支援終了件数3件） - 販路確立の事例：部品メーカーへの納品、販売代理店での取り扱い、通信販売カタログへの掲載等 ■新連携の取り組みを支援（17年度新規事業） ・支部内に新連携支援地域戦略会議事務局を設置 ・新連携への支援を円滑に推進するため、各支部及び沖縄事務所に新連携支援プロジェクトマネージャーを配置し支援体制を強化 ・新連携支援制度の普及・PR - 新連携創出フォーラムを開催（全国で20回開催、参加者数5,603人） - 認定企業事例集（「新連携」の波に乗れ!!～認定事例から学ぶ）を作成し支援内容、成功事例等を発信 ・新連携支援に関する相談及び助言を実施（相談助言件数 5,057件） ・新連携事業計画の認定件数 165件 ■組織的なプロジェクト管理の強化（支援先企業の情報を共有化）	
---	---	--	--	--

2) 新事業展開を図る既存中小企業に対しては、新事業の市場調査や販路開拓など市場に近い活動も含め、新事業の実現に至るまで、継続的に支援を行う。 また、同様の取組を行う公的支援機関や、このような企業を主な対象として投資を行おうとする民間ファンドと連携して、多くの企業を支援できる体制を構築する。	2) ニーズに応じた施策の提供 i) 事業化のための個別の経営課題の解決支援	2) ニーズに応じた施策の提供 i) 事業化のための個別の経営課題の解決支援	- 顧客情報共有化システムを構築し部門間にまたがる支援情報を共有化（総合支援のための基礎を構築） - 外部有識者からなる外部人材制度委員会で専門家等のあり方を審議（基本方針を策定） - 本部専門家による各支部専門家の支援強化 ○専門家の支援活動向上に向けた取り組みと支援体制の強化 - プロジェクトマネージャーを拡充（16年4月 11名 → 18年4月 31名） - 専門家の行動目標を明確化させるとともに適切な評価を実施 プロジェクトマネージャー等の行動目標作成時及び評価時、本部において面談を実施 毎月の業務日報及び業務報告書により行動目標の達成度をチェック - 基礎研修会や支援事例に係る研究会を開催し支援活動を強化 - 経営支援アドバイザー等に対する基礎研修、専門研修を実施 - プロジェクトマネージャー全国会議において支援事例を研究し成功事例等を共有化 ■支援ツールの効果的な組み合わせによる総合支援の実施 - スタートアップ助成先に対するハンズオン支援の強化 （全助成先に対して助言等を行うとともに90先に対してハンズオン支援を実施） - インキュベーション施設入居者に対する機構出資ファンドからの投資（23先、投資総額15.5億円） - 専門家継続派遣先に対する機構出資ファンドからの投資（17先、投資総額5.7億円） ○中小企業新事業活動促進法等に基づく債務保証 - 機構ネットワークの活用により、事業者及び金融機関に対して、積極的な制度普及活動を実施 - 新事業創出促進法による認定先からの債務保証の申し込みが1件あったものの信用保証協会が保証を承諾したため取り下げとなり、債務保証の引受実績はなし 2) ニーズに応じた施策の提供 i) 事業化のための個別の経営課題の解決支援	
--	--	--	--	--

	新事業展開の実現に向けて、事業化のための経営課題の解決を支援する際には、機構は、必要に応じ、実用化技術開発支援、事業化検討のための費用の一部助成、専門家の継続派遣等の支援を行う。 これらの支援の実施に際しては、ニーズに応じた事業規模となっているか考慮するとともに、新事業展開等の課題解決目標を達成したとする事業者の割合（平成14年度実績は、専門家派遣では支援終了時点で80%、事業化助成では支援後2年経過時点で50%）を向上させる。	新事業展開の実現に向けた経営課題の解決のために、専門家の派遣、事業化助成等を組み合わせた総合的支援を行う。 ・専門家派遣については、課題解決率80%の向上を目指し、機構の各種支援事業や他の支援機関との連携を図ることにより、対応できる経営課題分野について一層の拡大を図る。また、知的財産権や技術的課題についても支援効果を高めるため、他事業（機構の事業以外の事業）との連携可能性について検討を進める。 ・特に、経済産業局が中小企業の優れた技術シーズ、ビジネスアイデアの事業化に向けた実用化研究開発に係る経費を補助する「実用化研究開発事業」については、中小企業庁・経済産業局の募集・審査等を支援するとともに、補助対象企業に対し経営課題の解決を支援する。また、事業化に係る経費を機構が助成する「事業化支援事業」については、支援後2年経過時点の事業化率50%以上の達成を目指し、的確な審査と効果的なハンズオン支援を行う。 ・なお、技術開発・研究開発テーマを委託事業として行う「戦略的基盤技術力強化事業」、また「課題対応技術革新促進事業」については、適切なフォローアップを行う。	■支援企業のニーズに対応した経営支援の実施 ・中小企業等が直面する経営課題を解決するため専門家継続派遣による支援を実施 支援企業数 400社（派遣回数5,226回） 支援による課題解決率 94.5% ○専門家が対応できる経営課題分野の拡大 ・顧客ニーズ、社会的環境変化等を踏まえ中小企業の知的財産分野に係る支援体制を拡充 登録アドバイザーの拡充（弁理士の登録者数 16年度27名→17年度37名） ○他機関との連携による支援（知的財産、技術的課題） ・都道府県等中小企業支援センターとの連携 知財戦略をテーマにプロジェクトマネージャー全国会議を開催 共通課題について共有化し、今後の連携可能性について検討 ・産業技術総合研究所との連携（支援における相互補完体制の構築を検討） モノ作り中小企業等の支援において効率的かつ効果的な支援を行うため、相互補完体制の構築を検討 産業技術総合研究所の各地域センターと各支部との間で、地域連絡検討会設置を準備 ■事業化への支援（事業化支援助成） ～利用者のニーズに応じて採択数を拡大～ 優れた技術シーズやビジネスアイデアがあるものの新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある中小企業等を資金助成とコンサルティングにより支援 17年度第1回 助成先数58件、応募件数457件 交付決定額284百万円 17年度第2回 助成先数56件、応募件数393件 交付決定額273百万円 ・適切な審査と事業化促進への工夫 ハンズオン支援の専門家が審査に参画することにより一層の事業化促進を図るとともに、適正な審査の実施のため審査表を改善 ■スタートアップ助成先に対するハンズオン支援の強化 全助成先に対して助言等を実施するとともに		
--	--	--	--	--	--

	)インキュベーション施設の整備とインキュベーション・マネージャーによる支援 ・機構が整備・管理するインキュベーション施設について、施設毎にインキュベーション・マネージャーを配置することにより、新事業シーズを有する大学、地方経済産業局、地方公共団体、地元支援機関等との人や情報のネットワークを確立し、入居者の成長段階・ニーズに応じて機構の有する各種支援ツールの活用等による迅速な支援サービスの提供を継続的に行うとともに、施設の効率的な運営を行う。また、効果的で適切な支援サービスの提供を図る観点から、入居者の成長状況、提供する支援内容、被支援者の満足度を適切に把握し支援サービスの向上に反映させる。 ・インキュベーション・マネージャーの人材については機構職員に対し研修等により広範な分野にわたる課題に適切に対処する能力の向上を図るとともに、専門的分野に係る民間、地方公共団体等外部人材の登用を図る。 ・このような取り組みにより、大学の優れた研究成果や企業のスピンアウトの技術を事業化に結びつけようとする企業又は個人であって、挑戦する意欲を持つものの経営基盤が脆弱な創業前又は創業間もないものについて、事業化のために資金面のみならず知的・人的支援を提供し、原則3年程度で自律的な経営活動を行う企業にまで育成するハイリスクの起業支援を中核とするインキュベーション活動を開始し、中期計画期間において、支援から独立して企業活動を行える段階まで成長し卒業する入居者数の全入居者数に占める割合（卒業企業率）3割以上を達成するとともに、インキュベーション施設の平均稼働率（入居率）90％程度を達成する（平成15年度の平均稼働率（入居率）88.7％）。 ・機構以外の主体が整備するインキュベーション施設についても、要請に応じてインキュベーション・マネージャーを派遣し、上記に準じた支援を行う。	)インキュベーション施設の整備とインキュベーション・マネージャーによる支援 ・中期計画の終了時における卒業企業率3割を目指して、機構が整備・管理するインキュベーション施設にインキュベーション・マネージャーを配置し、入居者のニーズに即した効果的な支援活動を実施する。また、機構以外の主体が整備するインキュベーション施設についても、要請に応じて外部専門家を派遣するなどの支援を行う。 ・入居率が低い施設（かずさバイオインキュベータ及びクリエイション・コア福岡）については、地方自治体との緊密な協力関係を一層強固なものとし、入居率の向上に注力する。 ・平成16年度事業対象施設（新事業創出型事業施設2ヶ所（京都、神戸）及び大学連携型起業家育成施設3ヶ所（慶應大、名古屋3大学、熊本大））を本年度中にオープンさせ、入居者支援活動を開始する。その際、地方自治体等の協力のもと、オープン時での入居者の確保に注力する。 ・平成17年度事業対象施設については、新事業創出型事業施設3ヶ所（浜松、京都、神戸）及び大学連携型起業家育成施設3ヶ所（東工大、同志社大、石川4大学）の整備に着手し、スケジュールに従い着実に工事を進める。 ・平成17年度におけるインキュベーション施設の平均稼働率（入居率）については、平成15年度実績（88.7％）を上回ることを目標とする。	に、90先に対してハンズオン支援を実施)インキュベーション施設の整備とインキュベーション・マネージャーによる支援 ■インキュベーション施設における支援（入居企業等への複合支援とサービスの強化） ・インキュベーションマネージャーによる入居者支援 機構職員及び専門知識を有する者によるきめ細やかな入居者支援を実施 ・専門家継続派遣、ベンチャーファンドからの投資、マッチングイベントへの出展等の組み合わせによる積極的な支援を展開 ・インキュベーション施設の平均稼働率（入居率） 96.0％、年度末入居率97.3％、卒業企業者数 18社（累計） ○16年度事業対象施設のオープンと入居者支援活動の開始 ・16年度事業対象施設（5施設）のオープン 神戸医療機器開発センター、クリエイション・コア京都御車、名古屋医工連携インキュベータ、くまもと大学連携インキュベータ、慶應藤沢イノベーションビレッジ ・地方公共団体等との連携による事業推進 地方公共団体等がインキュベーション施設にインキュベーションマネージャーを派遣 地方公共団体等が入居者に対し賃料の一部を補助 ・インキュベーションマネージャー等による入居者支援を実施 ○17年度事業施設の円滑な整備 ・17年度事業施設（6施設）の着工 浜松新事業型施設、神戸新事業型施設、京都新事業型施設、東京工業大学連携型起業家育成施設、同志社大学連携型起業家育成施設、金沢大学・北陸先端科学技術大学院大学・金沢工業大学・石川県立大学連携型起業家育成施設 ○低入居施設の入居率向上に向けた取り組み ・かずさバイオインキュベータ 入居率が50.2％（4月）から80.0％（年度末）へ向上 入居率向上のため、県と連携し東京の企業を対象とした現地視察会を実施するとともに企業訪問を強化		
--	---	--	--	--	--

	）人材、資金等経営資源及び市場とのマッチング機会の提供 ・事業化に向けた販売先・業務提携先・資金提供者の開拓、大学等と研究開発型中小企業との共同研究・技術移転などを支援するためのマッチングの場を設けるとともに、機会提供前後の経営支援を強化することにより事業成果の向上を図り、商談成立に近くなった状況やマッチングに至った割合（平成14年度実績は事業実施後1年以内の成果約30%）を向上させる。	）人材、資金等経営資源及び市場とのマッチング機会の提供 中小・ベンチャー企業に対して、以下のマッチング機会の提供を行う。事業の実施に当たっては、有望な発表者・出展者及びマッチング目的に合致した来場者の募集を行うとともに、ビジネスプランのブラッシュアップ、出展をより効果的にするための研修やアドバイス、さらには事後のフォローアップ等開催前後の支援を行うことにより、1年以内に商談等具体的交渉やマッチングに至った割合を30%以上とすることを目指す。 ・販路拡大及び業務提携先とのマッチング事業 ベンチャー企業が開発した試作品、製品及びサービス等を一堂に展示・紹介し、事業提携先の獲得や販路開拓等のマッチングを図る全国規模の「ベンチャーフェア」を開催する。 また、経営革新に取り組む中小企業等が各分野で販路開拓等のマッチングを図る全国規模の「中小企業総合展」を東京と大阪で開催するほか、中小企業の新市場創出が期待される分野に絞り込んだ「見本市」を開催し、販路開拓・取引拡大、資金調達、事業提携等のマッチングを図る。 ・資金提供者とのマッチング事業 中小・ベンチャー企業が投資家等に対し具体的なビジネスプランのプレゼンテーションを行い資金調達等のマッチングを図る	・クリエイション・コア福岡 入居率が37.0%（4月）から65.8%（年度末）へ向上 入居率向上のため、施設での支援体制を強化するとともに周辺相場にあわせた賃料改定、戦略的広報を実施 ■機構以外の主体が整備したインキュベーション施設への支援 ・さかい新事業創造センター、西日暮里スタートアップ・オフィス等11施設にインキュベータマネージャーを派遣（派遣回数622回） ■関係機関との連携による支援 ・日本新事業支援機関協議会（JANBO）との連携によりインキュベーションにおける支援ネットワークを構築 ）人材、資金等経営資源及び市場とのマッチング機会の提供 ■ビジネスマッチング、資金調達マッチング等を実施（効果的工夫と参加企業支援等を通じたマッチング率の向上） ○効果的な来場者募集の実施 募集ツールの複線的活用による募集（ダイレクトメール） 事業提携を狙う「大手商社・メーカー」向け、 投資を狙う「ベンチャーキャピタル・金融機関」向け （電子媒体・HP）中小企業メルマガ等（その他広報媒体）新聞広告、地下鉄車内広告 ○出展を効果的にするための事前説明会・セミナーを開催（事前ブラッシュアップの実施） ・効果的な出展・プレゼンテーションを促すため、事前説明会の開催、専門家によるセミナーを実施 ・最寄りの支部センターと支援メニューを紹介 ○事後のフォローアップの充実（事後フォローアップの実施） ・各支部センターに出展企業リストを配布し、フォローアップの体制を整備 ・17年度実施イベントに対するフォロー調査を速やかに実施予定 ■マッチングイベントの実績		
--	---	---	--	--	--

		「ベンチャープラザ」を開催する。 ・大学との連携事業 中小企業の技術ニーズに基づき、大学等に所属する研究者と中小企業等との技術交流をより直接的に促進し共同研究を可能とする機会を創出する。	(ビジネスマッチング、資金調達マッチング) ○ビジネスマッチング ・ベンチャーフェア (顧客ニーズを踏まえ会期を2日から3日に変更) 出展者数 257者(前年度比1.9%増) 来場者数 30,882人(前年度比14.5%増) ・中小企業総合展 (中小企業支援機関12機関、都道府県等中小企業支援センターとの連携により実施) 【東京】出展者数 601者(前年度比0.3%増) 来場者数 37,242人(前年度比10.6%増) 【大阪】出展者数 271者(前年度比13.7%減) 来場者数 21,461人(前年度比53.2%増) ・「コンテンツマーケット」 出展者数 115者(前年度比19.8%増) 来場者数 9,456人(前年度比4.8%減) ・「医療・健康福祉産業マッチングフェア」 出展者数 194者(前年度比0.5%増) 来場者数 9,328人(前年度比7.5%増) ・「ロボット産業マッチングフェア」 出展者数 149者(前年度比30.7%増) 来場者数 9,254人(前年度比4.6%増) ○資金調達マッチング ・ベンチャープラザ(全国8ブロックで開催) 出展者数 175者、来場者数 2,469人 ・ファンドinTOKYO(東京において計4回開催) 出展者数 21者、来場者数 226人 ○マッチング率の実績 (1年以内に具体的に商談等に至った者の割合30%以上を目指す、16年度実績) ・ベンチャーフェア 51.5% ・ベンチャープラザ(11回開催) 53.2% ・ファンドinTOKYO(4回開催) 38.9% ・医療・健康福祉産業マッチングフェア 43.8% ・ロボット産業マッチングフェア 32.7%		
--	--	--	---	--	--

地域の特性に応じた重点的な事業の実施 それぞれの地域において独自の新たな産業の創出を図り、地域の自律的発展を促進していくためには、その地域にある特徴ある新事業シーズや、経営資源を供給する民間機関等の活動状況を踏まえて、重点的な事業の実施を図る必要がある。 このため機構は、産業クラスター計画の推進など地域の特性に着目して行政資源の重点配分に取り組む経済産業局の各種施策に十分協力・連携して、経済産業局が掘り起こした新事業シーズの重点的な支援や、地域の民間機関等との提携を図るなど、地域の特性をいかした事業の実施を図る。 (2) 経営基盤の強化 中小企業が円滑に事業活動を推進し、経営上で直面する様々な課題に適切に対応していく上では、個々の事業者が、できるだけ日常的な取組の中でそのような対応ができる環境であることが重要である。このた	地域の特性に応じた重点的な事業の実施 ・ 事業実施に際して、各地域における地域の民間機関や経済産業局等に協力・連携し、地域の産業構造、技術シーズ等の特性に応じた適切な支援を通じて、地域経済活性化を促進する。特に、経済産業局等が取り組んでいる産業クラスター計画の実施について経済産業局の各種施策に十分協力・連携する。 ・ インキュベーション施設の整備・運営等について地方自治体と連携して地域の自律的発展の促進に資するよう適切な事業運営を図るなど、創業、新事業展開の促進のための地方自治体の取り組みとの連携を強化する。 (2) 経営基盤の強化	地域の特性に応じた重点的な事業の実施 ・ 事業実施に際しては、各地域における新事業支援促進体制づくりを併せて推進していく。そのため各支部は、地方銀行、信用金庫、大学、ＴＬＯなどの民間機関や、経済産業局、都道府県、各支援センター、商工団体など公的支援機関との情報交換・人材交流・相互事業協力等の強化を通じて、地域の産業構造、技術シーズ等の特性に応じた適切な支援を行い、地域経済活性化を促進する。特に、経済産業局等が取り組んでいる産業クラスター計画の実施については、機構の持つ様々な支援ツールを活用しつつ、経済産業局の各種施策に協力・連携する。 ・ インキュベーション事業等について、大学や地元支援機関等から必要な協力が得られるよう、地方自治体と共同して支援体制の構築及び支援活動を実施する。 (2) 経営基盤の強化	% ・東京コンテンツ・マーケット 46.6% ■大学との連携事業 大学等の研究者と中小企業等との技術交流を促進し共同研究の機会を創出 研究開発交流会の開催 産学官連携に意欲的な中小企業グループのニーズに基づき8府県で10回開催(参加者数 2,622人) 地域の特性に応じた重点的な事業の実施 ■支援機関等とのネットワークの構築 ・ 施策情報、支援情報等の情報交換、事業連携強化を図るため、都道府県等中小企業支援センターと定期的に連携会議を開催 ・ 都道府県等中小企業支援センターとの事業連携によるマーケティング支援の強化(販路開拓コーディネート事業) ・ プロジェクトマネージャー全国会議を開催し、支援事例の研究を行うとともに成功事例等を共有化 ・ 経済産業局との連携による新連携事業の推進(支部内に新連携支援地域戦略会議事務局を設置) 新連携支援地域戦略会議事業を円滑に推進するため、各支部及び沖縄事務所に新連携支援プロジェクトマネージャーを配置し実施体制を強化 ○ 関係機関との業務提携の推進(17年度業務提携機関 45機関) [地方自治体] 東京都、松山市、岡山市、荒川区 [金融機関] 国民生活金融公庫、埼玉りそな銀行、静岡銀行、群馬銀行、広島銀行等(35機関) [証券取引所] ジャスダック証券取引所 [支援機関] 大田区産業振興協会、福岡県産業科学技術振興財団等(5機関) (2) 経営基盤の強化	
---	--	---	--	--

め、機構は、経営者自らの経営に関する知見の充実や、経営に関する知見を提供する身近で良質な相談体制の充実を図る。また、中小企業その他地域に密着して活動する事業者間での経営資源の相互補完等が促進されるよう産業集積、商業集積、中心市街地等の活性化を図る。 経営者等の知見の充実 機構は、中小企業の経営者や管理職等の人材が経営に必要な知見を充実していくため、各種の実践的な研修事業を行う。具体的には、中小企業大学校は、経営者や経営の核となるべき人材の経営判断能力の向上など、経営の基盤となる人材の育成のための研修のほか、現在の中小企業の経営環境に合わせて、例えば知的財産の活用手法や財務会計の透明化といった新たな企業経営上の課題に円滑に対応するための研修を実施する。 その際、機構は、中小企業者のニーズに合わせて研修の実施場所や受講料について適切な設定を図るなど研修方法の改善を図り利便性の向上に努めるとともに、他の研修を実施する機関との間で研修素材等の共有等を図る。 なお、中小企業大学校の施設について、地域経済の活性化に資する柔軟な活用を図る。	経営者等の知見の充実 1) 実践的な研修の実施 ・機構の中小企業大学校は、中小企業経営者をはじめとする経営の基盤となる人材育成のため、経営戦略の策定や生産現場改善などの経営課題や、例えば知的財産の活用手法や財務会計の透明化といった中小企業政策上重要な新たな企業経営上の課題に対し、現実的な課題解決を促進する研修を行う。 - また、そのような中小企業政策上重要な新たな企業経営上の課題に円滑に対応するため、短期間で集中的に、出来るだけ多くの中小企業に対して研修を行う。 ・研修内容の質的向上を図るため、大学（院）との連携を行う。 ・機構の中小企業大学校は、事業の実施に際して、ニーズに応じた規模（回数、日数及び受講者数）となっているか考慮するとともに、受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、４段階評価において上位２段階の評価を得る割合を８０％以上とする。	経営者等の知見の充実 1) 実践的な研修の実施 ）成長志向型研修及び課題解決型研修等の充実 ・これから成長していこうとする企業に対し中小企業政策と密接に連携した重要課題を研修テーマとする研修（成長志向型研修）を実施する。特に財務・管理会計の必要性の普及と理解を目指す「中小企業会計啓発・普及セミナー」の事業規模を拡大する他、第二創業を促進するような研修なども企画し実施する。 ・また、中小企業者が当面する経営課題の対応策、解決を促進するための研修（課題解決型研修）を充実する。研修の実施にあたっては、企業の個々の問題解決や課題達成に資することを目的に、グループによるディスカッションや講師による指導などによる“気づき”を促すカリキュラムを策定し、受講者の「役立ち度」の向上に努める。 ・さらに、個別企業や業界団体へのオーダーメイド型研修、民間機関の中小企業支援能力の向上を目的とした「地域金融機関等職員研修」を各地域のニーズに応じて企画し実施する。 ・これら研修の充実に向け、支部内部及び本部支部間といった機構内部の有機的連携体制を強化するとともに、中小企業庁や商工団体等の支援機関との連携も一層の強化を図る。 ・受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、４段階評価において上位２段階の割合を８０％以上とする。	経営者等の知見の充実 1) 実践的な研修の実施 ）成長志向型研修及び課題解決型研修等の充実 ■「開かれた中小企業大学校」に向けたステップアップ 研修受講者の拡大 ３４，８３８人（前年度比 １６２％増） 研修受講者に対する「役立ち度」に関する４段階調査の結果、上位２段階の割合が９７．５％ ■各校の創意工夫を活かしつつ、顧客ニーズや政策課題を踏まえた多様な研修を実施（課題解決型研修、成長指向型研修の実施・充実） （事例） ・中小企業会計啓発・普及セミナーの拡充 全国で４４１回実施、１７，３９０人が受講 重要政策課題である「中小企業会計」における適切な会計処理による決算書の必要性の浸透を図りその普及を促進 ・中小企業のための経営計画策定支援研修（財務管理サービス人材研修） 全国で９回実施、８９１人が受講 税理士・公認会計士等を対象に、経済産業省財務管理サービス人材育成プログラムに対応した研修を実施 （地元７税理士会の認定研修に採用） ・中小企業再生支援協議会の専門家に対する実務能力向上研修を実施（３回実施、６８人が受講） ・トヨタ自動車株式会社等と連携し、現地講義等を交えた「愛・地球博研修」を実施（３回実施、１２０人が受講） ・奇跡のＶ字回復を遂げた旭山動物園を事例にし、全国の経営者を対象にした経営トップセミナーを実施（３８人が受講） ・実例と企業現場で学ぶ先端生産システム研修を実施（２２人が受講）	
---	--	---	---	--

			九州経済産業局、日産自動車株式会社と連携し、自動車産業が相次いで進出する北部九州の中小製造業を支援するため、自動車メーカーの先端的な生産システムや要求水準（品質、納期等）等について、同社九州工場での現地講義や一次サプライヤーを交えた実践的な研修を実施 ・地域支援機関、金融機関、地方公共団体、中小企業等の顧客ニーズに的確に対応するため、オーダーメイド型研修を拡充 ○経済産業局と連携した地域金融機関等職員研修を実施 産業クラスターをカリキュラムの一部講義、事例研究に取り入れる等、政策課題等と連携した研修を実施 地域の金融機関等から262人が受講（9回実施） ○グループディスカッションや講師の個別指導による「気づき」を促すカリキュラムによる研修の実施 中小企業の個々の問題解決や課題達成に資することを目的に経営者、管理者、後継者等を対象に、グループディスカッションや講師の個別指導による「気づき」を促すカリキュラムを策定し各種研修で実施 （事例） ・「コンプライアンス経営講座」では、コンプライアンスの意義、経営のあり方等について事例研究、演習等を交え実施 ・「自社用リスク管理マニュアル作成講座」では、リスクへの気づき（理解）、その自社での管理マニュアル作成等について、個人演習、ケーススタディ、討議等を交え実施 ■受講企業のフォローアップを強化 中長期コース研修終了後6ヶ月程度の期間において派遣元及び受講者を対象としたアンケートを実施 具体的な経営課題解決に役立ったかを把握 ○課題解決型研修における具体的研修成果 ・経営管理者コースを受講して、学んだ様々な分析により、新製品を数機種立ち上げ ・工場管理者養成コースを受講して、工程の段取り作業の改善により生産性が30%向上 ■積極的なPDCAを通した事業の質の向上		
--	--	--	--	--	--

		）大学（院）との連携 ・中小企業・ベンチャー企業向け講座の共同開設、プログラムや教材の開発など連携可能な分野について検討し、研修内容の質的向上に向けた取り組みを試行する。	を追求 ・大学校評価基準の運用を本格的に開始（１８年度研修計画について各大学校が自ら目標を設定し改善を図る） - 受講者数の増加、役立ち度の向上、効率化の推進、地域経済社会への貢献 ・受講者アンケートを実施し、その内容・意見について可能なものから改善に着手（受講者よりの受信強化） ）大学（院）との連携 ■大学・大学院との連携強化 大学・大学院と連携し、中小企業・ベンチャー企業向け講座の共同開設、プログラムや教材の開発等を実施（事例） ・広島修道大学と学生受け入れ協定を締結し、大学校が実施する経営実務研修の受講により大学の単位修得を認定 ・一橋大学、同志社大学、信州大学と連携し、中小企業・ベンチャー企業向け講座の共同開設、プログラムの開発等を実施		
	2) 利用者の利便性の向上、施設の有効活用 ・研修の実施場所については、研修の内容、期間及び対象者などに留意しつつ、関係機関と連携を図ること等により校外研修を大幅に拡大する。特に、中小企業の新たな企業経営上の課題について行う研修については、短期間で集中的に、出来るだけ多くの中小企業が受講できるようにするため、校外研修にするなど利用者の利便性の向上を図る。 ・受講料については、研修の内容、期間及び対象者などに留意し、適切な設定を行う。 ・中小企業大学校の施設は、本来の施設の目的を損なわない範囲において、その有効利用の観点から地域の支援機関、企業、自治体等に開放して、地域経済の活性化や地域固有の課題解決等のために利用できるようにし、活用を図る。	2) 利用者の利便性の向上、施設の有効活用 ）校外研修の拡充 財務・管理会計に関する研修について、他の支援機関などと募集及び運営について連携し、大学校施設外にて実施するなど校外研修を拡充する。 ）受講料の設定 受講料の設定については、研修コスト、受講者の負担能力、政策上の要請の有無などを総合的に勘案し適切な設定を行う。	2) 利用者の利便性の向上、施設の有効活用 ）校外研修の拡充 ■利便性の向上（校外研修の大幅拡充） 校外での研修５１８回（前年度：２６５回）、受講者数２０，３７９人（前年度：８，５９６人） ・大学校施設外の交通至便な場所等での研修実施 ・関係機関、地域金融機関等との連携による「中小企業会計啓発・普及セミナー」の大幅拡充（研修：４４１回、受講者数：１７，３９０人） ・休日や夜間での研修を拡充し、より一層の利便性を向上 ）受講料の設定 ○受益者負担の見直し ・１８年度開講の新中小企業診断士養成課程について負担能力等を勘案した受講料を設定するとともにその他の受講料についても見直し検討を継続		

経営資源に関する情報の提供、助言を行う相談体制の整備 1) 経営資源等に関する情報の蓄積と提供 中小企業がその事業を経営するに当たって、株式公開、海外への事業展開や外国企業との業務提携、環境規制への対応、ITを活用した経営改善等の高度かつ専門的な知見を要する経営課題解決のために、機構は、インターネットを活用して、中小企業が課題対応に向けた専門的な情報を円滑に入手・活用できるようにするとともに、そのような情報をもつ専門家の派遣等を行い、個々の事業者の必要に応じた知見の提供、経営課題解決の支援を行う。	経営資源に関する情報の提供、助言を行う相談体制の整備 1) 経営資源等に関する情報の蓄積と提供 ・中小企業のニーズを踏まえた様々な経営課題や中小企業の経営実態、地域経済情勢に関する情報蓄積を行い、インターネットや支援機関等とのネットワークの活用による情報提供を行うとともに、相談、セミナーの実施、専門家・OB人材の派遣等の経営支援を行う。 ・インターネットによる情報提供については、アクセス数を本中期計画満了年において年間1100万件以上(15FY実績; 970万件)とし、相談、セミナー、専門家・OB人材派遣等支援事業の利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。	）大学校施設の有効活用 大学校施設は研修の用に供することを主目的としつつ、施設の有効活用に努める。 経営資源に関する情報の提供、助言を行う相談体制の整備 1) 経営資源等に関する情報の蓄積と提供 ）わかりやすく課題解決に有効な支援情報の提供等 ・中小企業支援機関等が保有する情報を一元的に検索できるポータルサイトとして、中小企業ビジネス支援検索サイト「J-Net21」を整備・運営する。 - また、J-Net21の機能を高めるため、既存コンテンツを評価・見直し・改善するとともに、新規コンテンツの企画、評価、作成や施策情報の充実等を進める。 ・本中期計画満了年において年間1100万件以上という目標を踏まえ、平成17年度1年間(平成17年4月～平成18年3月)の目標アクセス数は1000万件とする。 - さらに、メールマガジンの配信により支援情報の提供を推進する。 ・中小企業の経営革新のため、タイムリーなテーマを選び調査を行う「中小企業環境調	）大学校施設の有効活用 ○地域の支援機関、企業、自治体等への施設開放 ・地域支援機関、NPO、地元中小企業等に対し「研修、交流」の場を提供し、施設の有効利用、地域貢献等を推進 ■市場化テストをめぐる議論を踏まえた積極的対応 ・旭川校をモデルとして、試行的に市場化テストを行うこととし、現在準備中(18年秋頃から外部委託を行う予定) ・旭川校における中小企業者向け研修の企画から運営を包括的に委託 ・具体的な実施方法については、地元や民間のニーズやアイデアを汲み上げつつ、透明性を確保する観点から第三者による市場化テスト評価委員会を設置して検討中 ・「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」も踏まえ、今後の民間委託のあり方等について知見を蓄積し課題を抽出 経営資源に関する情報の提供、助言を行う相談体制の整備 1) 経営資源等に関する情報の蓄積と提供 ）わかりやすく課題解決に有効な支援情報の提供等 ■J-Net 21による情報提供 17年度は1,690万件の実績(J-Net21の利用状況は平均140万ページ/月で推移) ○J-Net 21のコンテンツの充実(他機関との施策情報と併せた情報提供) ・日次で関連機関のサイトより情報収集し、掲載(1日45件前後掲載、年間11,800件) ・資金調達ナビに、国、都道府県などの公的な補助金、助成金、融資、利子補給制度約3,000件を掲載 ・施策活用事例186企業、異業種交流事例100企業、新連携事例50企業を収集・掲載 ・元気印中小企業事例として毎週1企業紹介	
--	--	---	---	--

		査」及び四半期ごとに産業別・地域別の景気動向を調査する「中小企業景況調査」を実施し、その調査結果をインターネット等を通じて提供する。 調査にあたっては、調査の内容、手法、公表の形態等のあり方について継続的に検討し内容の充実に努める。	(年間52企業程度掲載) ・独立行政法人科学技術振興機構の提供するサービスを紹介 ・逆引き機能の強化 経営課題から活用できる施策まで一読できる「ビジネスQ&A」を315問作成し掲載 利用者の立場から施策をみた「ジェイネットコラム」などを大幅強化 ○内容の充実はもちろん、見やすいページ、簡便な検索機能の充実等、ユーザーサイドに立った改善の工夫 ○ポータルサイトとの連携 ・17年度の「yahoo」との連携に続き、中小企業向けの中堅サイト「フェデリ」にもJ-Net21の支援情報ヘッドラインを提供 ■インターネット等による情報提供の推進 中小企業景況調査、中小企業環境調査、施策情報等について、インターネット等により広く情報を提供 ・中小企業景況調査 約19,000社の中小企業を対象に、四半期ごとに業況判断、売上高、経常利益等の動向を産業別・地域別等に把握 調査開始25周年記念事業として過年度の累積データを分析、当調査の地域における活用促進のための課題を整理し、その成果を普及 ・中小企業環境調査 中小企業の経営革新を図るため、生活雑貨小売業、購買代理業について創業新事業展開事例調査を実施		
		）中小企業のニーズに対応した特定課題に関する情報提供・助言等 ・実務経験の豊富な大企業等のOB人材を派遣するほか、国際化、IT推進、環境安全、物流効率化等中小企業のニーズが高い分野について、相談、セミナーの実施、専門家の派遣等の経営支援を行い、利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。 また、本部部門は支部をバックアップする体制を強化し、支部を通じて得られた支援ニーズを事業内容や重点分野等にスピーディに反映させる。 ・国際化については、これまで実施してきた外部専門家による助言・相談、ISBCへの参加、海外の中小企業支援機関との交流	）中小企業のニーズに対応した特定課題に関する情報提供・助言等 ■新たなニーズ及び政策課題に対応したサービスの提供 ・会社法、アスベスト問題、BCPを始めとした最新の課題・テーマについて迅速な情報提供・助言を実施 ・国際化、知的資産の活用、事業承継対策を始めとした各種課題についても積極的に対応 ○特定課題に関するアドバイスの実施 ～役立ち度4段階調査の結果上位2段階の割合は99.6%～ (国際化支援アドバイス) アドバイス件数1,582件、役立ち度上位2段階100%		

		最新情報等のホームページによる提供などに加え、経済連携協定（ＥＰＡ）を含む国際化の一層の進展、中小企業分野等における経済協力・技術協力に関するニーズの増大等の環境変化をも踏まえ、国やＪＥＴＲＯ等他の支援機関等との連携を深めつつ、それらへの積極的な対応と支援体制の整備を進める。 ・また、地域特性を活かした製品の開発などの地域ブランド作りに取り組む中小企業者等に対して、マーケティング等の専門家を派遣する等、適切な支援を行う。	（ＩＴ推進アドバイス） アドバイス件数７１６件、役立ち度上位２段階９９％ （物流効率化アドバイス） アドバイス件数２３件、役立ち度上位２段階９１％ ○特定課題に関するセミナーの開催 ～役立ち度４段階調査の結果上位２段階の割合は８５．３％～ （環境・安全講習会）１５２回開催 参加者１４，３０７人、役立ち度上位２段階８５％ （国際化ワークショップ・勉強会）４８回開催 参加者１，７３２人、役立ち度上位２段階９４％ （物流効率化セミナー・講習会）２７回開催 参加者１，６７５人、役立ち度上位２段階８１％ ○実務的な知識ノウハウを有する経験豊富な企業等ＯＢ人材を派遣 派遣先企業数 １６７社（派遣回数 １，２５８回） ○中小企業との取引・提携等、連携を志向する大企業の情報を収集・蓄積 機構の現場での利用を条件に回答協力を得た連携志向大企業の基礎情報、連携希望形態等の情報をデータベース化（４８９社５４６部署） ○顧客ニーズを踏まえたタイムリーな情報提供を実施 アップ・ツー・デートの経営課題に関わる情報をタイムリーに発信（虎ノ門セミナーを開催 ２０回開催、参加者数１，３８８人） （開催事例） 「企業経営とコーポレートガバナンス」会社法改正、会計基準見直し、知的財産戦略、ＬＬＰ等 「ＣＳＲ（企業の社会的責任）」個人情報保護法、廃棄物輸出入、化学物質の自主管理等 「ストラテジー＆マーケティング（戦略・販売）」模倣品対策、ブランドマーケティング、自由貿易協定等 ○中小企業のための緊急時企業存続計画（ＢＣＰ）に関する情報を提供 ・ＢＣＰの策定に参画するとともに、普及促	
--	--	--	---	--

			進のため中小企業ＢＣＰシンポジウムを開催（参加者数２３６人） ○事業承継円滑化に対する支援 ・中小企業の円滑な事業承継を支援するため、学識経験者、中小企業支援機関等を構成員とする事業承継協議会の事務局を機構内に設置 ・協議会では、事業承継ガイドライン、事業承継関連相続法制、事業承継関連会社法制等に関する検討委員会を開催し、事業承継に係る課題を検討 ・中小企業経営者に事業承継への早期取り組みを促すため事業承継シンポジウムを開催（参加者数３５８人） ○知的財産経営等に取り組む中小企業を支援 ・各支部に知的財産相談窓口を設置し知的財産に関する助言・相談を実施（１７年度相談件数１，１３２件） ・中小企業において知的財産経営に取り組んでいる企業を取り上げシンポジウムを開催（参加者数２１２人）するとともに全国各地にてセミナーを実施 ○知的資産経営の推進 ・中小企業知的資産経営研究会を設置し、知的資産経営の取り組み方、普及・支援策等について検討 ・知的資産経営の考え方について、中間報告書を取りまとめるとともに分かりやすくまとめたリーフレットを作成し、経営革新計画認定企業（約２万社）等に配布 ○海外中小企業支援機関等との交流、国内支援機関との連携 ・国際会議への参加 OECD、APEC、AMEICC、ISBC等の国際会議に参加し、日本の中小企業や中小企業施策に関する情報を発信 ・海外支援機関との連携 韓国、タイ等各国の中小企業支援機関との間で、中小企業施策に関する意見交換を実施 ・他の支援機関等との連携事例 JETRO貿易情報センター・都道府県との連携によるワークショップ開催及びアドバイザー派遣（１１回） 輸出有望案件発掘支援事業（JETRO） に対する案件紹介や情報交換を実施 JICA研修生の受入れ（１７回、計１８		
--	--	--	--	--	--

2) ワンストップ相談機能 機構は、各地域において、経済産業局と地方自治体の連携の下に設置・運営されている都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターの連携促進機能を担うとともに、これらの支援センターと中小企業が直面する様々な経営上の課題について内容の限定なく幅広く相談・助言等に応じるワンストップ相談センター機能を担う。 なお、この事業は、(4) 相談窓口における施策情報提供と一体的に実施するのが適切である。	2) ワンストップ相談機能 - 各支部の中小企業・ベンチャー総合支援センターは、窓口相談や出張相談をはじめ、中小企業者の利便性に配慮し、経営相談を電話により実施するホットラインの設置・運営及び積極的なPRに努め、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターとも連携して、相談対応件数(平成15年度の中小企業・ベンチャー総合支援センターの相談実績16,256件)の抜本的な拡大を図る。 - 相談にあたっては、機構が実施する施策のほか、国及びその関係機関が実施する施策や、地方自治体及びその関係機関が実施する施策についても情報提供を行うなど、事業者の活用できる施策情報の提供を一体的に実施する。 - その際、各支部のセンターは、ブロック内の3類型支援センターの結節点として、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターと連携を密にし、都道府	2) ワンストップ相談機能 中小企業・ベンチャー総合支援センターの窓口相談等の拡充 経営相談を電話により実施するホットラインを運営するとともに、支部内各部門や本部関係部門との連携に加え、都道府県等支援センター、地域中小企業支援センター、市町村などの地方自治体とも連携を強化し、出張相談を実施すること等により、相談件数を平成16年度実績を踏まえ対前年度比7.5%程度増加させることを目指す。	3名)及びJICAのインドネシアにおける人材育成協力プロジェクトへの協力 財団法人海外技術者研修協会の研修生受入れ(54名)、財団法人海外貿易開発協会の専門家派遣事業への協力 東京中小企業投資育成株式会社との共催によるインド中小企業投資促進ミッションの派遣 ■地域ブランドへの支援(17年度新規) 地域資源を活かした商品や新たなサービスの創出等により地域外における販路を開拓して地域ブランドを確立していく取り組みを支援 ・地域ブランドアドバイザーによる支援 地方公共団体、商工会等と連携し、地域内において協調して地域ブランドづくりに取り組む団体を支援 支援先24件、役立ち度上位2段階の割合100% ・地域ブランドフォーラムの開催による支援 地域ブランドづくりに関する意識喚起、取り組みの促進等を支援 全国で23回開催、来場者数3,489人、役立ち度上位2段階の割合96% 2) ワンストップ相談機能 中小企業・ベンチャー総合支援センターの窓口相談等の拡充 ■相談・助言・情報提供機能の強化～顧客利便性の向上～ ・各支部において都道府県等中小企業支援センターとの共催によるセミナーを実施する等、関係機関・自治体との連携を強化 ・窓口での相談に加え、出張相談(窓口外での相談)を積極的に展開(出張相談での相談件数2,499件) ・顧客ニーズを踏まえ時間外相談を実施(何でも相談ホットラインの平日19時までと土曜日における経営相談を実施) ・17年度の相談総件数は21,781件となり、前年度比111%の実績(平成15年度の中小企業・ベンチャー総合支援センターの相談実績に対して34%増の水準) (参考) <窓口相談業種別内訳> サービス業35%、製造業27%、小売	
---	---	---	---	--

3) 中小企業支援機関職員等に対する研修	県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターとの間で、経営課題解決事例、支援人材、支援ノウハウ、国や地方の支援施策情報等の支援情報の提供・交流を行うとともに、定期的に連携会議を開催し、支援機関の連携の推進、支援水準の向上を図る。 3) 中小企業支援機関職員等に対する研修	）施策情報提供の一体的実施 相談事業の実施にあたっては、機構が実施する施策情報を提供するほか、国及びその関係機関が実施する施策や、地方自治体及びその関係機関が実施する施策情報を併せて提供するなど一体的な施策情報提供を行うため、本部と支部との連携を含めた、組織体制の整備や人材育成等を行う。 ）3 類型支援センターとの連携 プロジェクトマネージャーを中心とした全国会議、支部単位でのブロック会議などを実施し、実務的な連携のあり方や支援能力向上のための情報共有化の推進を行う。また、全国9つの支部支援センターがブロック内における中小企業支援体制の結節点となって、ブロック会議の開催等により成功事例等の共有化を進めるとともに、都道府県等支援センター、地域中小企業支援センター及びその他中小企業支援機関と連携を図り、支援事業をサポートする。 3) 中小企業支援機関職員等に対する研修	業8%、建設業7%、卸売業6%、その他17% <相談内容内訳（複数回答・上位5分野）> 経営全般37%、営業マーケティング22%、資金相談13%、ビジネスプラン作成13%、公的支援制度11% ）施策情報提供の一体的実施 ■「顧客の目から見たワンストップ」に向けた継続的努力 ・利用者の立場に立った事業改善（平日19時までと土曜日に電話相談を受付、経営相談予約システムの改善等） ・「窓口相談マニュアル」、「窓口相談における施策情報提供の手引き」等を活用するとともに、窓口相談担当者研修、コンシェルジュ研修等を実施し窓口機能を強化 ・アスベスト問題に関する自治体・業界団体等の提供情報等を適切に紹介する「中小企業アスベスト相談担当者」を設置 担当者に対し基礎情報習得のための研修を実施 ）3 類型支援センターとの連携 ○他の支援機関、業種団体との連携強化等を通じた情報提供チャネルの多様化 ・施策情報、支援情報等の情報交換、事業連携強化を図るため、都道府県等中小企業支援センター等と定期的に連携会議を開催 ・都道府県等中小企業支援センターとの事業連携によるマーケティング支援の強化（販路開拓コーディネート事業） ・地銀協と連携し、地方銀行のホームページ上に機構の「経営相談窓口（メール相談）」コンテンツを新たに設置 ○プロジェクトマネージャー全国会議、ブロック会議を開催し支援活動を強化 ・プロジェクトマネージャー全国会議において支援事例に係る研究を行うとともに成功事例等を共有化 ・支部単位においてブロック会議を開催 3) 中小企業支援機関職員等に対する研修	
------------------------------	--	--	---	--

全国の多くの中小企業支援機関職員や行政機関の中小企業支援担当者に対して、創業、経営革新、事業再生、知的財産、まちづくり等重要な政策課題への対応を可能とする高度かつ専門的な支援能力を養成するための研修を行う	・機構の中小企業大学校は、中小企業施策との連携を深めるとともに、都道府県や商工会、商工会議所等の中小企業支援機関のニーズを踏まえ、支援担当者の質的向上に努めるとともに、現場に即した中小企業支援の研修素材を開発する。 ・これらの受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、４段階評価において上位２段階の評価を得る割合を８０％以上とする。	・中小企業支援担当者向け、中小企業支援協力機関役職員向けのそれぞれの研修について、「受講機会の拡大」、「中小企業施策の多様化・高度化などのニーズの変化」に対応した内容とする。具体的にはそれぞれの機関別の研修体系を見直し、中小企業支援担当者等研修として研修体系を一元化するとともに内容もレベル別に改編し、支援能力の段階ごとに計画的に受講ができるようにする。 ・また、地域の支援人材の拡充に寄与するため、市などの商工施策担当者にニーズに応じて本研修を実施し支援能力の強化をはかる。 ・また、こうした研修体系の見直しを踏まえたうえで、研修内容の充実を図るための研修教材の開発を進める。 ・受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、４段階評価において上位２段階の評価を得る割合を８０％以上とする。	■支援機関向け研修の拡充 ・研修回数 １００回 （前年度：８５回、前年度比：１１７．６％） ・受講者数 ３，２０４人 （前年度：２，８７５人、前年度比：１１１．５％） ○支援機関向けの多様な研修を企画・提供（事例） ・中小企業再生支援専門家向け研修 全国の中小企業再生支援協議会のサブマネージャー等を対象にケーススタディ等により実務能力向上を図る研修を実施 ・政策要請課題型研修 政策課題に対応した支援能力の向上を図るため、「中心市街地活性化支援」「中小企業会計」「中小企業税制」の研修を実施（県等の商工担当職員、商工会、商工会議所の経営指導員等３３３人が受講、１５回実施） ○研修体系の見直しや研修教材の開発（研修の質的向上への取り組み） ・機関別ごとに研修体系を見直し、受講対象者に応じたレベル別の研修（基礎研修、専門研修、上級研修）を実施 ・研修教材の開発 例）１８年度に開講する新・中小企業診断士養成課程の 基本テキストを１１件、演習ケースを２５件開発 ○支援機関担当者研修受講者に対する役立ち度４段階調査の結果、上位２段階の割合は９６．３％		
地域産業集積、中心市街地の活性化等 １）連携・集積等のための施設の整備及び活用 地域産業集積や中心市街地活性化のため、これまで中小企業総合事業団の融資制度及び地域振興整備公団の賃貸施設整備を通じて、連携や集積の活性化のための施設整備を促進・実施してきたところであり、全国各地で施設の整備がなされてきた。 これらの事業については、施設のリニューアルや機能追加を含め経済情勢の変化に応じた需要に的確に対応する。また、融資制度については、適切な貸付条件の整備及	地域産業集積の形成、中心市街地の活性化等 １）連携・集積等のための施設の整備及び活用	地域産業集積の形成、中心市街地の活性化等 １）連携・集積等のための施設の整備及び活用(高度化融資事業等)	地域産業集積の形成、中心市街地の活性化等 １）連携・集積等のための施設の整備及び活用(高度化融資事業等)		

び確実な債権管理等を行う。 また、その保有する産業用地については、幅広い利用を可能にする機能の追加等を図りつつ、その有効活用を図る。	）助言・診断と一体となった施設整備のための資金支援等 ・中小企業者の連携・共同化の推進、商店街等の中小企業者の集積の活性化を図るため、施設の整備や既存施設のリニューアルに対する資金支援を行う。高度化融資事業の貸付に当たっては、利用者の事業成果の向上を図るため、都道府県と連携し診断・助言を実施するとともに、事業実施計画の策定等を支援するため、利用者からの要請に応じて専門家の派遣を行う。 - また、貸付後においては、利用者の事業成果の向上を図るため、都道府県と連携し利用者の経営状況を的確に把握するとともに、経営改善が必要な利用者に対して経営のアドバイスや専門家の派遣等を行う。 ・このような支援を通じ、貸付後、原則として3ケ年を経過した利用者に対して、各貸付先があらかじめ設定した生産性や集客力の向上といった事業実施目標の達成状況に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする（平成12～14年度の評価実績は69%）。 ・機構が整備した貸工場、貸事業場については、地方自治体等と連携して、地域の自律的発展の促進に資するよう適切な事業運営を図り、積極的な誘致活動や入居企業のニーズに応じて、機構の有する各種支援ツールを活用した支援を行う。これらの取り組みにより、施設の平均稼働率（入居率）90%程度を達成する（平成15年度の平均稼働率（入居率）81.1%）。	）助言・診断と一体となった施設整備の資金支援等 ・平成16年度に需要把握した高度化融資の利用意向のある者に対するフォローアップを行うとともに計画の推進に向けた助言等を行うことにより、施設の整備や既存施設のリニューアルに係るニーズに対して的確な対応を行う。さらに、業界団体、登録アドバイザー等の専門家、支部等を活用し、高度化事業に対するニーズの把握を引き続き推進する。 ・貸付後一定期間経過した利用者に対し事業目的の達成度、有効度及び満足度等に関する成果調査を実施し、その分析・評価を通じて今後の診断・助言や制度運営に活かす。 ・貸付後においても、貸付先のニーズを踏まえた運営診断及びアドバイザー派遣を積極的に実施し、3ケ年後の事業実施目標達成率80%を目指す。 ・中小企業新事業活動促進法に基づく新たな企業連携に対する支援、環境調和型の流通・物流の効率化等の政策に対応した貸付条件、助言・診断体系の整備を行い、併せて制度普及を図る。 ・特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した貸工場等の賃貸事業については、各支部において、地方自治体等の協力のもと、入居者の確保に努めるとともに、施設の適切な管理・運営を行い、入居者のニーズに応じた適切な支援活動等を実施する。特に、テクノフロンティア岡山及び四日市については、地方自治体との緊密な協力関係を一層強固なものとし、入居率の向上に注力する。 ・平成17年度における貸工場等の平均稼働率（入居率）については、平成15年度実績（81.1%）を上回ることを目標とする。	）助言・診断と一体となった施設整備の資金支援等 ■ユーザーニーズに対応した高度化事業の積極的展開 ○「機構の顔が見える」高度化支援への取り組み ～積極的なニーズの掘り起こし～ ・業界団体機関誌、専門誌等へPR記事・広告を掲載 ・施設リニューアル、商店街整備等に加え、排ガス規制、アスベスト対策等の環境面からのPRを強化 ・業界団体、商工団体等へのPR訪問、個別組合等への制度説明を積極的に実施、約200件の支援ニーズを把握 ・全国1万先の組合に対して「組合の現状と課題及び高度化ニーズに関する調査」を実施 ○新施策に対応した制度設定（社会ニーズに対応した支援制度の改正） ・新連携、環境調和型流通等に対応した制度を設定するとともに普及促進PRを実施 ・中小企業新事業活動促進法、中小企業流通業務効率化促進法に係る改正にあわせ計画認定グループへの支援制度を新設 ・緊急健康被害等防止（アスベスト）対策への支援制度を新設 ■事業実施へ向けた積極的支援（都道府県と連携した的確な診断助言を実施） ・基本構想の構築、運営体制等について診断支援実績：22先（前年度21先・前年度比5%増）、支援日数：174日（前年度198日・小規模な支援先の増加による所要日数の減） ・実施計画書の作成等について助言支援実績：11先（前年度9先・前年度比22%増）、支援日数：119日（前年度130日・小規模な支援先の増加による所要日数の減） ■高度化貸付先へのフォローアップ体制の充実（3カ年後の事業実施目標達成率80%を目指したフォローアップの強化）	
--	--	---	---	--

	)制度運営における改善 ・高度化融資制度の運営に当たっては、連帯保証制度の見直し、条件変更の弾力化等、適切な貸付条件の整備を行い、その貸付条件に沿った確実な審査を行う。また、利用者の利便性の向上を図るため、貸付に係る手続の簡素化（従来、事業着手時と貸付時にそれぞれ行われていた審査手続きの一元化など）及び申請書類の削減により、貸付審査に係る期間を短縮する（平成14年度実績：67.3日）。 ・利用者の経営状況について継続的な情報収集により、経営改善が必要な貸付先を早期に把握し、これらの貸付先に対して経営状	)高度化制度運営における改善 ・改善された貸付条件の周知 リニューアル事業への積極的支援、連帯保証制度、貸付金利、条件変更の弾力化等の内容について、地方公共団体及び中小企業者に向けての制度普及を図る。 ・利用者の経営状況の把握 高度化資金の利用者の経営状況を把握し、利用者が不測の事態に陥る前に適切な対応をとることにより、円滑な債権回収と新たな不良債権の発生を防止するため、引き続き、都道府県等を通じて高度化資金利用者の決算書及び経営データを収集・整理・分析する。	・貸付先の経営課題解決のため職員、アドバイザーによる経営支援を強化 支援実績：78先（前年度51先・前年度比53%増）、支援日数：428日（前年度280日・前年度比53%増） ・事業目的の達成度、有効度、満足度に関する成果調査を実施 貸付後一定期間経過した利用者に対する事業目的の達成度、有効度、満足度に関する成果調査を実施 組合に対するアンケート調査結果（13年度に貸付を行った先）目的達成度90%、有効度88%、満足度91% ○災害への速やかな対応 ・新潟中越地震、新潟県中越地方集中豪雨、台風23号による被災への対応（継続） ・緊急健康被害等防止（アスベスト）対策への対応 ■17年度貸付決定額11,086百万円（32先） 17年度末貸付残高 6,114億円 ■貸工場等賃貸施設の入居者確保（地方公共団体との連携・協力） ・テクノフロンティア堺 地方公共団体との連携、地道な企業誘致活動が功を奏し69.6%（4月）より94.6%（年度末）と飛躍的に入居率が改善 ・テクノフロンティア岡山 賃料低減を行い重点的企業誘致活動の実施により入居率が向上（55.3%→68.5%） ・引き続き低入居率施設の誘致促進を図る)高度化制度運営における改善 ■制度のわかりやすいPR、ニーズの直接把握等、積極的な事業展開 ○改善された制度（連帯保証人の見直し、条件変更の弾力化等）の普及・PR ・都道府県への説明に加えて、業界団体等とのブロック会議を開催し制度改正内容を説明 ・全国1万先の組合に制度改正内容をPR ○新たな要望やニーズの把握 ・全国1万先の組合に対する調査、高度化成果調査等により顧客ニーズを吸い上げ制度改善を検討 ・顧客のニーズを踏まえ緊急健康被害等防止	
--	---	--	---	--

	況に応じた適切な経営改善を支援するため、相談・助言等を行い、不良債権の発生抑制に努める。 ・延滞等により回収が困難な状況にある利用者からの回収を促進するため、専門家の派遣や債権管理に関する研究会を開催するなど、都道府県の債権管理業務を支援する。	また、その分析結果から経営不振の兆候があると判断される利用者に対し、運営診断及び事後助言の実施や外部専門家の派遣等による支援を行う。 ・債権管理業務の充実 債権回収に係る法律問題、効果的な回収方法などについて都道府県の債権管理担当者を対象に相談指導や研究会を実施するとともに、都道府県を対象に延滞債権に係るヒアリングを実施し、延滞原因、今後の回収方法等について確認して、債権回収の促進を図る。 なお、平成１７年度は、関係機関・専門家等の構成により、「延滞債権等に係る債権管理・回収手法の検討会」を開催する。 また、債権管理・回収業務においては、債権回収の専門知識を持つ民間の専門家（弁護士、サービサー）を債権管理アドバイザーとして登録し、都道府県からの相談（出張相談も含む）や研究会においても活用する。	（アスベスト）対策への支援制度を新設 ・集団化事業等の人数要件の緩和について制度改善を検討 ■貸付に係る手続の簡素化及び申請書類の削減により、貸付審査に係る期間を短縮 １７年度実績：４９．６日（１４年度実績：６７．３日） ■適切な債権管理及びプロジェクト管理 ○アドバイザー派遣等を通じた都道府県の債権管理強化、不良債権処理の促進等 ・都道府県からの債権回収に関する相談に関し債権管理アドバイザー（弁護士及びサービサー）を活用し適切な指導を実施 相談指導件数４６件（前年度２６件、前年度比７７％増） ・都道府県と連携し債権回収の検討会・研究会を実施 債権管理事務・実務研究会を５回、延滞債権等に関する債権管理回収手法研究会を４回開催 ○貸付先の経営状況の把握及び経営不振先等への専門家派遣の実施（経営不振の兆候がある支援先に対する支援を強化） 利用者の経営状況を把握し決算書、経営データを収集・整理・分析するとともに経営不振の兆候がある支援先に対し 専門家を派遣（派遣実績：３６先）		
２）商業集積・中心市街地活性化支援 地域経済と地域コミュニティの担い手である中小商業の経営基盤を形成している商業集積の活性化のため、管内の商業集積の実態把握や活性化支援を行う経済産業局と	）産業用地の活用 ・地域産業集積の活性化、新事業創出の促進のために整備した産業用地について企業が進出する際の費用の助成について地方自治体への働きかけ、地方自治体と連携した企業誘致活動の展開、企業ニーズに応じた区画の変更、賃貸による活用促進など産業用地の有効活用のための多様な活動を行うことにより、中期目標期間終了時点において産業用地の平均活用率６０％以上を達成する。	）産業用地の活用 ・賃貸制度の積極的活用等による企業誘致を展開する。 ・造成中の産業用地については、引き続き、地元自治体、関係者と一体となって、同用地の地元の産業振興に有益となる活用プランの検討を進める。 ・産業用地ごとの販売方針を策定し、分譲促進を図る。 ・平成１７年度においては、約１２ｈａの活用を図る。	）産業用地の活用 →（４）期限の定められている業務等の項参照		
地域経済と地域コミュニティの担い手である中小商業の経営基盤を形成している商業集積の活性化のため、管内の商業集積の実態把握や活性化支援を行う経済産業局と	・商業集積の魅力及びマネジメント能力の向上や中心市街地の活性化のために、経済産業局、地方自治体や関係団体との連携を強化し、基礎的調査等の実施、人材育成や地	・市町村又はＴＭＯ（タウンマネジメント機関）が行う中心市街地活性化の取り組みを支援するためハード・ソフトの両面にわたる総合的な診断・サポートを行う。特に、	■政策動向を踏まえたまちづくり支援（まちづくり三法の見直しに対応した体制の整備） 中心市街地活性化の各種計画、実施体制等		

十分連携を図りつつ、１）の連携、集積等のための施設の整備及び活用を進めるほか、まちづくり機関（ＴＭＯ）や商店街振興組合等に対する助言、調査等を通じて、商業集積の魅力及びマネジメント能力を向上する。 また、中心市街地の活性化等のため、経済産業局のほか地方公共団体、まちづくりに関連する各分野の専門機関等とのネットワークを構築しつつ、調査研究、人材育成支援、資金面での支援等を行う。さらに、中心市街地活性化に資する施設等の適切な運営管理及び積極的活用を図る。	域のコンセンサス形成等に対する支援も含め、活性化構想の具現化、計画づくりに対する助言などの継続的な支援を行う。特にマネジメント能力の向上については、商業集積マネジメント能力を評価し、これを向上させるための助言、調査等の支援を行うことにより、一定レベル以上のマネジメント能力を有する地域を２０地域以上とする。 ・ＴＭＯ、商店街振興組合等、商業者等の団体に対するアドバイザーの派遣等により、経営課題や組織運営の課題解決のための支援を行う。 - これらアドバイザー派遣事業の利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、４段階評価において上位２段階の評価を得る割合を８０％以上とする。 ・中心市街地活性化法に基づく計画の認定を受けた事業者からの債務保証の申込み及び特定商業集積法に基づく特定商業集積の整備事業者からの債務保証の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、採算性等についての確かな審査を行い、事業リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間１００日以内に諾否を決定する案件の割合を８０％以上とする（平成１５年度末までの実績は概ね平均２００日）。 ・整備済賃貸施設等に関し、地方公共団体が作成した中心市街地活性化基本計画の進捗等を踏まえ、機構の中心市街地活性化に資する施設等の適切な管理運営を行い、積極的活用を図るための改善及び提案を行う。	一定レベル以上の商業集積マネジメント能力を有する地域を２０地域以上とすることを目指し、ＴＭＯ等に対し職員や外部専門家を派遣し、ＴＭＯ構想等に関して地域住民のニーズ、組織・運営体制、都市機能における位置づけ等の観点からヒアリング・調査や必要な助言を行う。 また、中心市街地活性化を支援するため、経済産業局、地方自治体、関係団体等との連携を推進しつつ、中心市街地活性化を推進する人材の育成等を行う。 ・商店街等や中心市街地が抱える経営課題及び組織運営の課題の解決を支援するため、商店街組合、ＴＭＯ等に対して、外部専門家を派遣し、適切な助言等を行う。 - これら専門家派遣事業の利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、４段階評価において上位２段階の評価を得る割合を８０％以上とする。 ・中心市街地活性化法に基づく債務保証制度については、地方公共団体等の担当部署及び商業開発を担う民間企業に事業構想の初期段階で情報提供することに努める。 ・債務保証の申し込みについては、標準審査期間１００日以内に諾否を決定する案件の割合を８０％以上とする。 ・整備済賃貸施設等に関しては、個別地方自治体における中心市街地活性化基本計画の具体的進捗等の把握や関係団体等とのネットワークの構築を通じて、機構の中心市街地活性化に資する施設等の適切な管理運営を行うとともに、施設等の積極的活用を図るための提案等を行う。	について総合的な診断・助言を実施 ○市町村又はＴＭＯ（タウンマネジメント機関）が行う中心市街地活性化の取組みを支援 ・実効性確保診断（１５地域で実施）【１７年度新規事業】 中心市街地活性化に係る各種計画や事業の実施手法、組織体制・経営基盤等について診断助言を実施 ・実効性確保サポート（４７地域で実施）【１７年度新規事業】 ＴＭＯ等が開催するセミナー・研修会のサポート、商業施設運営のアドバイス等により中心市街地の発展・活性化を支援 ・専門家配置体制を充実するとともに全国の取組み事例を把握するため３９９地区の実態調査及び先進事例調査（２０地域）を実施 ○中心市街地活性化や商店街活性化のための支援 ・商店街等や中心市街地が抱える経営課題及び組織運営の課題の解決を支援（実績４５９先） 【中心市街地タウンマネージャー派遣による支援】 支援先数１６７地域（前年度 １７５地域） 役立ち度（上位２段階） ９９．６％ 【商店街活性化シニア・アドバイザー派遣による支援】 支援件数２７１先（前年度 ２２６先） 役立ち度（上位２段階） ９９．４％ 【商店街事務局強化アドバイザーによる支援】 支援件数２１先（前年度 ２１先） 役立ち度（上位２段階） １００％ ○中心市街地活性化を推進する人材の育成（経済産業局、地方自治体、関連機関との連携による人材の育成） ・e-ラーニング、現地実習・現地研修・スクーリング等の実施により街づくりの中核的推進役となる街元気リーダーの育成を支援（登録会員数１５５１人） ・実践コースにおけるe-ラーニング、現地実習を新設し、街づくりに関する基礎から実践までの知識を幅広く習得する機会を提供 ・現地研修を１５地域、現地実習を５地域、スクーリングを６地域（７回）で開催（延べ参加会員数：３９３人）		
---	---	---	---	--	--

(3) 経営環境の変化への対応の円滑化 機構は、中小企業が経営環境の著しい変化に直面し、その自主的な努力だけでは対応が困難な場合等の対応について、各地域において活動を行っている中小企業再生支援協議会への支援手法や支援事例に関する情報提供、それと連動しつつ中小企業の再生を支援する再生ファンドの組成促進等により、全国的な事業再構築支援の体制の強化の一翼を担う。 また、中小企業倒産防止共済制度の確実な運営を図る。これらの事業により、他の金融機関の取組とあいまって、事業再生の円滑化や連鎖倒産の防止のためのセーフティネットの充実を図る。 また、小規模企業者が事業の廃止等を行う際の円滑化を図る小規模企業共済制度の確実な運営を図る。 さらに、大規模な自然災害等が発生した場合に、被害を受けた中小企業の借入れについて利子補給を行うための基金の設置を支援する。 再生支援の促進 1) 中小企業再生支援協議会への情報提供等	(3) 経営環境の変化への対応の円滑化 再生支援の促進 1) 中小企業再生支援協議会への情報提供等	(3) 経営環境の変化への対応の円滑化 再生支援の促進 1) 中小企業再生支援協議会への情報提供等	終了時のアンケートによると「参加してよかった」とする割合が全体の 95.7% ○ 中心市街地活性化法、特定商業集積法に基づく債務保証 ・ 商工会議所、商業開発を行う民間企業、基本計画が提出された市町村、商業関係機関等 (842ヶ所) に対し、情報提供を実施 ・ 法改正が予定されていた中心市街地活性化法に基づく債務保証については、17年度の認定先はなく債務保証の申し込みもなし ・ 特定商業集積法に基づく債務保証については、12年度以降基本構想承認プロジェクトがなく、債務保証の申し込みもなし ■ 中心市街地活性化に資する施設等の適切な管理運営・積極的活用 ・ 中心市街地活性化のために実施した「たじみ創造館活性化モデル事業」を市と連携して実施 ・ その他の施設においても、地元への協力や施設改修等の積極的な取り組みを実施 (3) 経営環境の変化への対応の円滑化 再生支援の促進 1) 中小企業再生支援協議会への情報提供等	
---	---	---	---	--

機構は、中小企業再生支援協議会の円滑な活動の強化のため、経済産業局、政府系金融機関、保証協会等との連携のもと、中小企業の再生に当たって共有すべき情報(支援策や事例等)や支援ツールの提供を行う。また、産業活力再生特別措置法に基づく債務保証等の業務を着実に実施する。	・中小企業再生支援協議会に対し、中小企業の再生に関する支援策や事例等の情報提供や、連絡会議等への参加等を通じて連携を強化するほか、協議会のニーズを踏まえ、必要に応じ支援ツールの提供を行う。 ・産業活力再生特別措置法に基づく計画の認定を受けた事業者からの債務保証又は出資の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、採算性等についての確かな審査を行い、リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする(平成15年度末までの実績は概ね平均200日)。	・中小企業再生支援協議会及び経済産業局等が実施する連絡会議等に積極的に参加し、各協議会との連携を深めるとともに、中小企業の再生支援に有効な支援策、事例等に関する情報を収集し、加工・分析のうえ、各協議会に対して情報提供する。 ・産業活力再生特別措置法に基づく債務保証制度等については、国との連携を密にしつつ活用の推進を図る。 ・債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。	■中小企業再生支援協議会等との連携 ・全国中小企業再生支援協議会連絡会議(年2回)に出席し、再生ファンドの組成進捗及び投資事例等についての情報を発信 ・中小企業再生支援協議会及び経済産業局が実施する連絡会議、勉強会に延べ24回参加 ■産業再生法に基づく債務保証 ・16年度以降債務保証制度の対象となる事業革新施設導入計画を新規に策定した事業者なし(債務保証の申し込みなし)	
2)再生ファンドの組成促進 機構は、短期的な利益獲得を目指すのではなく、中小企業再生支援協議会と連携し、中期的に株式、債券を保有することにより投資先企業に対する継続的な支援を行う再生ファンドの組成を促進する。 その際、中小企業を再生させる能力を有し、資金を毀損するおそれの低い適切な運営能力を持つ再生ファンドの組成の促進に留意する。また、機構の出資を受けた再生ファンドによる投資事業が適切に行われているかを管理する仕組みを強化する。	2)再生ファンドの組成促進 ・短期的な利益獲得を目指すのではなく中期的に株式、債権を保有し、地域において投資先企業に対する継続的な支援を行う地域中小企業再生ファンドの組成を促進する。そのため、中小企業を再生させる能力を有し、かつ、地域の中小企業の実情に精通し、中小企業再生支援協議会と連携して支援を行う等、出資金を毀損するおそれの低い運営能力を持つと判断されるGP(ファンドの運営責任者)の選定に努め、地域(民間)からの要請に応じて資金を供給する。事業実施に際してはファンドの投資実績がニーズに対応したものとなっているか考慮するとともに、組成したファンドに対し、債権買取の適正性も含めファンドの運営状況に関する監査結果の確認、再生計画の進捗状況の把握等、継続的なモニタリングを行い、必要に応じてGPに対し意見を述べるなどにより、地域中小企業再生ファンドの財務の健全性を確保し、地域中小企業の再生に向けた取組みを支援する。	2)再生ファンドの組成促進 ・経済産業局、都道府県、中小企業再生支援協議会等との連携のもと、地域の金融機関やファンド運営会社に対する制度説明を行うとともに、先進事例に関する情報も提供することにより、ファンド組成を促進する。また、ファンド出資に係る審査、契約、出資金払込等の手続きに関する事務処理について迅速な対応を図るとともに、審査ノウハウの向上に努め、出資金を毀損するおそれの低いファンド運営会社(GP)の選定を行うこととする。さらに、組成後のファンドの投資委員会へのオブザーバーとしての参加をはじめ、半期ごとにGPから提出される業務執行状況報告書やファンドの運営状況に関する監査報告書等の確認などを通じて、ファンドの適正な運営に関するモニタリングを徹底するとともに、投資事例等の情報収集、事例分析を行い、有効な情報の蓄積を図る。	2)再生ファンドの組成促進 ■地域へのさらなる浸透と成果に向けたフォローアップ(地域ニーズを踏まえた再生ファンドの組成促進) ○事業再生に取り組む中小企業の資金調達の円滑化及び再生支援を実施するため、地域に密着したファンドを組成 17年度出資決定実績 67億円 5組合(愛媛、埼玉、千葉、沖縄、大阪) ・金融機関、中小企業再生支援協議会、経済産業局、都道府県等との連携を取りつつ、トップセールスによりファンド組成を促進 ・事業創設以来の出資実績: ファンド数13 出資決定額187億円、投資先企業47社 ・信用補完制度や税制面等の制度改正情報及びファンドの組成事例や投資事例の情報提供による組成促進 ○投資先案件の増大及び投資先案件の再生に向けた着実なフォローアップ ・中小企業再生支援協議会、地元金融機関等との連携 ・投資先企業の業績把握のため投資先企業のカルテを作成しモニタリングを徹底 ・出資先ファンドのモニタリング徹底のため投資委員会の全てに参加(23回) ・出資決定フローの見直しを実施 ・GP間の情報交換を促進するためGP連絡会を開催 ○成果に向けた複合的支援 - 投資先企業へのハンズオン支援により地域中小企業の再生に向けた取組みを支援	

小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営 1) 資産の運用管理 小規模企業共済制度においては、後掲の加入促進策の実施にあわせ、資産運用の一層の効率化を図り、累積欠損金を減少させる。 なお、資産運用については、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させる。 中小企業倒産防止共済制度においては、後掲の加入促進策の実施にあわせ、外部資源を活用した回収管理体制の一層の強化その他の制度運営の改善に係る継続的な工夫と、着実なモニタリングの実施等により、共済貸付金の回収の向上等を図り、制度の財政的安定性を高める。 また、契約者が共済制度の運営状況を的確に把握できるよう、徹底した情報公開を進める。	小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営 1) 資産の運用管理 ・小規模企業共済制度においては、安全かつ効率的な資産運用を行うため、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等について基本方針を定め、これに基づいた運用を行い累積欠損金の減少に努める。また、少なくとも年1回資産構成等の運用実績について基本方針に沿った運用が行われているかを中心に評価を受けるとともに、基本ポートフォリオの有効性等の評価も併せて受け、当該評価結果をその後の資産運用に反映させる。 ・中小企業倒産防止共済制度においては、外部人材の採用及びノウハウの導入、業務のマニュアル化を始めとした回収管理体制の一層の強化を図るとともに、延滞発生直後の迅速な対応やモニタリングの仕組みの構築を始めとした回収管理措置の充実を図ることにより、共済貸付金回収率の一層の向上に努めることとする。 ・共済制度の運営状況については、インターネット、広報誌等を通じ契約者に対し徹底した情報の公開を行う。	小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営 1) 資産の運用管理 ・小規模企業共済制度においては、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき、安全性と効率性に留意した運用を実施し、累積欠損金の縮減を図り資産の健全化に努める。また、その運用実績について基本方針に沿った運用が行われているかの外部評価を受け、その結果を資産運用に反映させる。 ・中小企業倒産防止共済制度は、毎年の共済貸付金回収率が87%程度であれば中期的に財務収支がバランスするため、それを目標に外部人材の活用及びノウハウの導入、業務のマニュアル化などによる債権保全体制の強化を図るとともに、外部専門機関等（サービサー）を活用するなど、各種回収策を確実に実行する。特にサービサーへの債権回収委託については、回収金の一定割合に相当する金額を成功報酬とする措置を講ずることなどにより、回収成果の最大化を図る。 ・契約者が共済制度の運営状況を的確に把握できるように、資産の運用状況等をインターネットや加入者に対する広報誌等を通じて積極的に公開する。	小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営 1) 資産の運用管理 ■4本柱で着実な制度執行を推進（小規模企業共済、中小企業倒産防止共済）加入促進、加入者サービス向上、業務効率化、財務改善 ■財務改善（安全かつ効率的な資産運用） ・外部専門家からなる資産運用委員会を開催し安全かつ効率的な運用を徹底 17年度第1回資産運用委員会（6月開催）において16年度の資産運用実績を報告し適正な運用がなされているとの評価を得る 17年度第2回資産運用委員会（3月開催）において現在の基本ポートフォリオは効率的でありこれを維持すべきとの評価を得る ・自己運用における計画的な債券取得や17年度から新たに開始した特化型運用により一層の効率的な運用を実施 ・こうした安全かつ効率的な資産運用により累積欠損金が 2,932億円減少（前年度比）（16年度末▲8,818億円→17年度末▲5,886億円（小規模企業共済）） （旧法人時における長期金利水準の低下、独法化に伴う独法会計基準に基づく時価会計導入（評価損）を要因とした繰越欠損金9,420億円を承継） ■財務改善（回収管理体制の強化） ・回収マニュアル（回収事例集、法律相談事例集）等を拡充し回収管理体制を強化 ・外部人材や外部専門機関（サービサー）を積極的に活用し貸付金回収措置を充実 ・特別管理の債権を一元的に管理する体制を構築（バックオフィスを設置） ・延滞に対する初期対応の強化、マニュアル整備等を通じた回収の強化 （貸付回収率：16年度末83.0% → 17年度末83.8%に改善） ○加入者サービスの向上努力（顧客利便性の向上） ・両共済制度の加入状況、資産運用状況等について、機構のホームページを通じ契約者等に公開	
---	---	--	---	--

2) 加入促進策の効果的な実施 両共済制度は、多くの中小企業が参加することにより、小規模事業者の福祉の増進や中小企業者の自助努力による経営の安定を促進するものであり、そのより幅広い普及を図る観点から、両共済制度に係る加入促進計画を策定し、当該計画を積極的に展開することにより、加入者数の増加を図る。	2) 加入促進対策の効果的な実施 ・特定の都道府県を対象とした集中的な加入促進や確定申告時期に合わせた加入促進の実施などを盛り込んだ加入促進計画を策定し、これに基づき加入促進活動を着実に実施する。また制度の周知・普及を図るため、わかり易く訴求力の高い広報資料等を作成するとともに、支援機関等との連携、インターネット等を積極的に活用する。これらにより中期目標期間中に、小規模企業共済制度については37万6千件、中小企業倒産防止共済制度については8万件以上の加入を目標とする（平成14年度実績：小規模共済76,502件、倒産防止共済：16,263件）。	2) 加入促進対策の効果的な実施 ・加入促進計画に基づき、10月及び11月に全国規模で集中的な加入促進運動（全国加入促進強調月間運動）を実施する。 ・小規模企業共済制度では7県とタイアップして、中小企業関係団体、市町村等の協力のもとに集中的な加入促進運動（モデル都道府県運動）を実施するとともに、帯広市、久留米市においても、関係機関を挙げて集中的な加入促進運動（都市部運動）を併せて行う。 ・中小企業倒産防止共済制度については、群馬県とタイアップして、集中的な加入促進運動（全都道府県運動）を実施するほか、地方自治体と連携して特定の商工会又は商工会議所地区における集中的な加入促進運動（特定地域特別加入促進運動等）を着実に実施する。（釧路市、八戸市（商工会議所地域）、東京商工会議所中央支部・北支部・板橋支部・江東支部の各地域） ・制度の周知・普及を図るため、わかり易く訴求力の高いパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、関係機関（商工会・商工会議所等の委託団体、金融機関、事業者団体）等に配布し、共済制度の周知広報依頼を行うとともに、関係機関等の発行する広報誌（紙）への共済制度に関する広告の掲載や記事掲載を積極的に働きかける。特に、平成17年度は小規模企業共済法施行40周年にあたるため、これに因む行事等を通じた機構のPRと制度普及を進める。 ・これら活動により、平成17年度における加入目標を、小規模企業共済制度80,000件、中小企業倒産防止共済制度18,000件とする。	2) 加入促進対策の効果的な実施 ・加入者に対する広報ツールにおいて共済関連情報に加え、機構全体の情報等を提供 2) 加入促進対策の効果的な実施 ■積極的な加入促進を実施（地方公共団体、関係機関との連携を通じた加入者開拓努力） ・トップセールス及び支部の活用を強化するとともに、地域金融機関・税務関係団体・自治体・中小企業支援団体等、地元機関との連携強化を始めた加入促進を積極的に展開 ・マスメディアに加え、業界団体、交通機関、インターネット等各種のチャンネル・媒体を活用した広報を実施 ・制度の愛称創設、委託機関に対する追加手数料等を準備中 ・地方公共団体との連携により掛金助成制度を新設（地方公共団体が半年間掛金を助成） ・金融機関との連携による加入促進（成功報酬型手数料支払いなどインセンティブ制度の導入等） ・業種別団体への積極的な働きかけを実施（新規委託先の開拓、業種別データを基にした加入促進の展開） ○加入促進運動の展開 ・制度普及と加入促進を全国規模で強力に推進するため「全国加入促進強調月間運動」を実施 ・地方公共団体をはじめ関係機関の協力のもとにモデル都道府県運動、都市部運動を実施（小規模企業共済） ・都道府県、中小企業支援機関等とタイアップした集中的加入促進運動、全都道府県運動を実施（中小企業倒産防止共済） ○共済制度の周知・普及促進のためのPR活動を実施（訴求性の高いPR活動の実施） ・小規模企業共済制度発足40周年を記念し加入促進貢献団体に対し中小企業庁長官表彰を実施（50団体） ・確定申告時にあわせ戦略的かつ効果的な広報活動を展開 ■17年度加入実績 ○小規模企業共済：91,052件（17年度計画件数 80,000件 年度計画達成率114%）	
---	---	---	---	--

3) 契約者サービスの向上 共済金の給付や貸付に係る手続きや提出書類について、合理化等の見直しを進めるとともに、給付及び貸付審査事務等の内部事務手続についても検証を行い処理の迅速化を図る。 また、契約者の相談内容等に応じて、的確に情報提供を行う。 さらに、両共済制度が中小企業や中小企業支援機関等と構築しているネットワークを活用し、中小企業支援施策に関する情報を提供する。	3) 契約者サービスの向上 ）各種手続きの簡素・迅速化 ・共済金の給付、貸付け、審査等の各種事務手続については、掛金の収納や共済金等の送金等に係るシステム開発や、各種書類を容易にダウンロード出来る環境を構築するなどの見直しを進め、処理期間の短縮化を図りサービスの向上に努める。特に迅速な貸付けが求められる倒産防止共済制度においては、効率化を図ることにより、大規模倒産等特別な状況下にある場合を除き、申請受理後貸付けが行われるまでの期間について、18日以内で貸付けが行われる案件の割合を80%以上とする（平成12～14年度実績（平均）：22.4日）。 ）契約者相談窓口機能の向上 ・契約者からの相談・照会については、相談応答業務のマニュアル化等や電子メール等の活用も含めた各種応答方法の検討を行う等、契約者等からの相談等に対し的確な情報提供を行い、より質の高い契約者サービスを提供できる体制を構築する。	3) 契約者サービスの向上 ）各種手続きの簡素・迅速化 ・手続きの簡素化、迅速化のため掛金の収納や共済金等の送金等に係るシステムの設計を行うほか、各種手続書類を容易にダウンロード出来る環境を構築し、一部書類についてはダウンロードを可能とする。 - また、事務処理の正確化・迅速化を図るため、各種事務作業の分析に基づきマニュアルの改善や外部委託を推進する。 ・中小企業倒産防止共済制度においては、審査事務の効率化等により審査期間の短縮化に努めるとともに、制度の健全な運営を維持するため不自然な貸付請求については、引き続き慎重な貸付審査を実施する。 共済金貸付に係る処理期間については、18日以内で貸付けが行われる案件の割合を80%以上とする。 ）契約者相談窓口機能の向上 ・契約者からの相談・照会については、電子メール等の活用も含めた各種応答方法の検討を行うほか、相談業務の対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを作成し、懇切丁寧な対応を職員に徹底する。 - また、ホームページにおいて申請書等の記載方法等加入者がわかりやすい情報を提供するとともに、手続用紙を可能な範囲でダウンロードして使用できるようにするなど、各種諸手続の電子化を進める。	各種加入促進運動等の取り組みを強化・実施して加入目標を上回る実績を達成 ○中小企業倒産防止共済：13,545件(17年度計画件数 18,000件 年度計画達成率 75%) 引き続き関係機関とのより一層の連携を通して加入者開拓に努める <倒産防止共済加入件数の未達成原因> 景気の安定推移により、倒産発生件数が大幅に減少した等の原因が考えられる 3) 契約者サービスの向上 ）各種手続きの簡素・迅速化 ○加入者サービスの向上努力（顧客利便性の向上） ・インターネットによる各種手続書類の提供を拡充 ○外部専門家の知見を活かしつつ業務フローを見直し - 効果的・効率的なアウトソーシングを推進中 ・共済の手続き事務において委託先を決定(20%強(約5千万円/年)のコスト削減を見込む) - 業務の定型性に鑑み、競争による選定プロセスを導入し、企画選考により民間企業に委託先を決定 ○システムの抜本的な見直しに着手 ○迅速な貸付処理の実行 申請受理後貸付までの処理期間が18日以内の割合80%を16年度に引き続き達成 ）契約者相談窓口機能の向上 ○相談応答体制の拡充 ・顧客ニーズを踏まえ平日の19時までと土曜日の相談応答を開始 ・電子メール等の活用も含めた各種応答方法について引き続き検討 ・相談業務の対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを拡充し職員等に徹底を図った ・インターネットによる各種手続書類の提供を拡充 ○加入者の声の体系的な把握・分析体制の整備等、利用者との受発信機能を強化	
--	---	--	--	--

(4) 施策情報の提供機能の充実 中小企業を対象として種々の公的支援機関が実施する施策については、施策が多岐にわたっていること、施策同士のつながりを意識したPRが十分でないこと、情報提供の手段や内容が画一的であることなどにより、これまで十分な周知が図られていない面があった。 このため、機構は、機構自らの実施する施策はもとより、種々の公的支援機関が実施する施策について、施策情報をわかりやすく提供する素材を作成し、積極的に周知する。 また、機構は、自らの蓄積する情報提供	）支援機関等との連携 ・支援機関等と連携し加入促進対策を実施するに際しては、支援機関等に対し機構が実施する両共済制度以外の各種施策のPRも併せて実施することとする。 また、定期的に発行する契約者向けの広報誌や広報資料等の媒体を、両共済制度以外の中小企業施策を周知・普及するための広報ツールとして有効的に活用する。 (4) 施策情報の提供機能の充実	）支援機関等との連携 ・支援機関等と連携した加入の促進においては、共済制度以外の各種施策のPRも積極的に実施する。 また、共済加入者広報や広報資料等の媒体を両共済制度以外の中小企業施策を周知・普及するための広報ツールとしても活用する。 災害時における迅速な対応 災害時においては被災中小企業の速やかな回復に向けて専用相談窓口を設置するなどの支援体制を迅速に整備するとともに、災害高度化融資や小規模企業共済の傷病災害時貸付などを含めた支援策を総合的に実施していく。 (4) 施策情報の提供機能の充実	○利用者の視点に立ってサービス全般に係る改善点を網羅的に検討、可能なものから順次改善に着手 ）支援機関等との連携 ○加入者に対する広報ツールにおいて共済関連情報に加え、機構全体の情報等を提供 ○支援機関等と連携した加入の促進 ・トップセールス及び支部の活用を強化するとともに、地域金融機関・税務関係団体・自治体・中小企業支援団体等、地元機関との連携強化を始めとした加入促進を積極的に展開 ・マスメディアに加え、業界団体、交通機関、インターネット等各種のチャネル・媒体を活用した広報を実施 ・小規模企業共済制度発足40周年を記念し加入促進貢献団体に対し中小企業庁長官表彰を実施（50団体） 災害時における迅速な対応 ○災害時における迅速な対応 ～貸付形態を見直し即日貸付を実施～ ・貸付形態を見直し災害時において即日貸付を実施（通常最短でも申請後の所用日数は10日前後） 被災者の緊急的資金需要に迅速に対応できるよう制度見直しを実施 災害時即日貸付の実績 台風14号被害対応（22件、90百万円）、長野・新潟県豪雪被害対応（2件、11百万円） (4) 施策情報の提供機能の充実	
---	---	--	--	--

ノウハウを活用し、各経済産業局と連携して、地方自治体やその関係支援機関、商工会、商工会議所、金融機関等において、より多くの中小企業に対してそれぞれに適した施策情報が提供される体制を構築する。 施策情報のわかりやすい提供方法の充実 機構は、中小企業者のニーズに合った施策情報が容易に入手できるよう、インターネットを活用しつつ、適切な検索機能をもった体系的な施策情報の提供ツールを充実する。 また、各施策の利用の具体的実態を踏まえて、施策活用の具体的事例やQ & A方式の情報など、ユーザーにとって施策の活用方法がイメージしやすい情報提供素材を充実する。 施策情報に詳しい相談人材の育成促進 施策情報の提供は、できるだけ個々の事業者のニーズに合った施策情報を取り出して紹介することが効果的であり、中小企業からの相談に応じて、その中小企業が抱える課題を的確に把握しつつ施策情報の提供を行うのが適切である。このため、機構は、中小企業に対する施策を行うほかの支援機関との人的交流を図りつつ、研修や実務を通じてそのような相談を行う人材の育成を図る。	施策情報のわかりやすい提供方法の充実 ・中小企業者からの要請の強い金融等の施策情報、活用事例、地方自治体等が独自に実施する施策の情報も含め、必要な施策が検索できるような施策の逆引き機能を持った施策情報サイトを構築する。また、各種媒体の他、相談機能や関係機関の活用など、中小企業施策を広く効果的に周知させるための情報提供方法の多様化を図る。 ・関係機関の協力も得ることにより、Q & A集、成功事例集等の作成等を行い、情報活用の容易性に配慮したコンテンツの作成、提供を着実に進める。 施策情報に詳しい相談人材の育成促進 ・職員を研修や相談業務に直接従事させる機会を増加させること等を通じて、中小企業の抱える経営課題を的確に把握し、適切な施策情報の提供ができるような内部人材を育成する。また他の中小企業支援機関との相互の人的交流などを通じて施策情報やその活用に関する情報提供能力を向上させる。	施策情報のわかりやすい提供方法の充実 ・中小企業支援機関等が保有する情報を一元的に検索できるポータルサイトである「J-Net 21」において、中小企業者からのニーズの高い金融等の施策情報、活用事例に関する内容を充実するほか、地方自治体等が独自に実施する施策情報も提供する。その際には、経営課題に応じた適切な施策が検索できるような施策の逆引き機能を付加するとともに、更新頻度を増やすなど情報の鮮度にも配慮する。 ・中小企業新事業活動促進法に基づく新しい中小企業施策の周知を図るため各種媒体・イベントを活用した広報を行うほか、中小企業施策全般について広く効果的に周知させるため相談事業、研修事業、関係機関とのネットワークなど、各種媒体を活用した情報提供方法の多様化を図る。 ・さらに、事業毎の成功事例や関係機関からの事例情報を幅広く収集し、一元的検索を可能とするほか、経営や施策に関するQ & A集の充実も図る。 施策情報に詳しい相談人材の育成促進 窓口相談業務の均一性、レベルの向上のため窓口相談者研修を実施するほか、各支部において相談業務に直接従事させる機会を増加させるなどOJTもあわせて実施する。	施策情報のわかりやすい提供方法の充実 ○ J-Net 21のコンテンツの充実（他機関との施策情報と併せた情報提供） ・資金調達ナビとして国、都道府県などの公的な補助金、助成金、融資、利子補給制度などの情報を検索できる状態で提供 ・施策活用事例186企業、異業種交流事例100企業、新連携事例50企業を収集・掲載 ・逆引き機能の強化 経営課題から活用できる施策まで一読できる「ビジネスQ&A」を315問作成し掲載 ・利用者の立場から施策をみた「ジェイネットコラム」などを大幅強化 ・内容の充実はもちろん、見やすいページ、簡便な検索機能の充実等、ユーザーサイドに立った改善を実施 ○組織横断的なタスクフォースを設置し効果的な広報を追求 ・各種事業、事業成果等を積極的に情報発信（TV・ラジオCM、新聞、インターネット、雑誌広告等） 施策情報に詳しい相談人材の育成促進 ○ワンストップサービスの確立のためコンシェルジュ研修、窓口相談担当者研修を実施 施策情報の提供、顧客満足の向上、顧客の問題解決の水先案内人を目指すための研修を実施 ○「窓口相談マニュアル」、「窓口相談における施策情報提供の手引き」等を活用し窓口機能を強化 ○アスベスト問題に関する自治体・業界団体等の提供情報等を適切に紹介する「中小企業アスベスト相談担当者」を設置 担当者に対し基礎情報習得のための研修を実施 ○人事交流の推進、民間からの出向受入等による専門人材の積極活用	
---	---	---	--	--

相談窓口における施策情報提供 機構は、中小企業者が日常的に直面する様々な経営課題への対応について（２）（２）に記載する相談窓口として相談に応じる際にその相談内容に応じて、それぞれの中小企業者等の経営課題に合った具体的な施策の紹介を行う。 また、個別の行政施策情報のＰＲに加えて、このような相談機能を積極的に広報することにより、行政施策情報の効果的な浸透を図る。 施策情報を提供する機関との連携等 経済産業局、地方自治体はもとより、中小企業者と直接接する各地域の公的支援機関や金融機関、民間のコンサルティング企業などが、施策情報の提供主体として有効である。機構は、これらの主体が施策情報提供を円滑に行い、関係施策が効果的に活用されるよう、情報提供素材の供給などこれらの機関との提携関係の強化を図り、全国的な情報提供体制の強化を図る。	相談窓口における施策情報提供 ・中小企業者に対する窓口相談を通じて、経営課題への対応に関するアドバイスに併せて、課題解決に有効な施策情報を提供し、課題解決の促進を図る。また、こうした施策情報提供機能を幅広く周知するため、関係機関との積極的な連携を行うとともに、機構の保有する媒体やイベント等の積極的な活用により浸透を図る。 施策情報を提供する機関との連携等 ・各支部において、行政施策情報担当者を配置し、地方自治体等の公的支援機関、金融機関等の民間機関が事業者に対して的確な施策情報を幅広く提供できるよう連携体制を構築する。また、これらの機関に対する施策情報の提供、これらの機関が実施する施策情報の収集整理等を行うとともに、これらの機関が抱える課題、事業ニーズ等を掘り起こすことにより、機構の実施する事業についてこれらの機関との連携を強化する。	相談窓口における施策情報提供 窓口相談を通じて、経営課題の解決に有効な施策情報をあわせて提供するとともに、課題解決の促進を図るため、窓口相談における施策情報提供の実績等进行分析し、有効な施策情報提供手法について検討を進め、その成果を窓口相談機能の強化に活用する。 また、こうした施策情報提供機能を幅広く周知するため、機構の保有する新聞、J-Net21、ホームページ、メールマガジン等の媒体や、ベンチャーフェアやベンチャープラザ事業、あるいは他機関のイベント等の積極的な活用を図る。 施策情報を提供する機関との連携等 ・各支部は、引き続き、地方自治体等の公的支援機関や金融機関等の民間機関との連携を深め、各種のイベントでの相談コーナーの設置、施策セミナーなどを積極的に実施するとともに、金融機関等の民間機関が事業者に対して的確な施策情報を幅広く提供できるよう、大学校における研修のほか、相談会・説明会など施策情報提供の場を積極的に設ける。 ・また、本部においては、施策情報を適切に収集・整理し、各支部に伝達する。 ・各支部は地域に構築した人的ネットワークを活用して、関係機関の有する情報を収集・整理する。また、機構の実施する事業について産業クラスター計画との連携や地方自治体の産業プロジェクト等の支援のため働きかけや調整を行う。さらに、これらの活動等を通じて把握された地域等の課題や事業ニーズを、関係機関と連携・調整のもと、機構事業の改善や新たな展開に的確に反映させる。	相談窓口における施策情報提供 ○窓口相談における施策情報提供の実績等进行分析し、課題解決の促進を強化するため、１６年度に作成した窓口相談カルテデータベースを整備拡充 ○窓口相談実績で相対的にウェイトの高い事業資金関係情報の充実策として、全国ベースの目的別公的資金情報や支部所在地の地域金融機関の支援メニューを拡充し活用 ○新政策課題への対応（知的財産経営等に取り組む中小企業を支援）各支部に知的財産相談窓口を設置し知的財産に関する助言・相談を実施（１７年度相談件数１，１３２件） ○機構主催のイベントの他、共催、後援イベント等において、施策広報ブースを設け施策情報を提供 施策情報を提供する機関との連携等 ○他の支援機関、業種団体との連携強化等を通じた情報提供チャンネルの多様化 ・施策情報、支援情報等の情報交換、事業連携強化を図るため、経済産業局、都道府県等中小企業支援センター等と定期的に連携会議を開催 ・都道府県等中小企業支援センターとの事業連携によるマーケティング支援の強化（販路開拓コーディネート事業） ・地銀協と連携し、地方銀行のホームページ上に機構の「経営相談窓口（メール相談）」コンテンツを新たに設置 ・プロジェクトマネージャー全国会議において支援事例に係る研究を行うとともに成功事例等を共有化（支部単位においてブロック会議を開催） ○シンポジウム、セミナー、出張相談会等を積極的に実施し、施策情報を広く提供 ○顧客ニーズを踏まえたタイムリーな情報提供を実施 - アップ・ツー・デートの経営課題に関わる情報をタイムリーに発信（虎ノ門セミナーを開催 ２０回開催、参加者数１，３８８人） ○新たなニーズ及び政策課題に即応したサービスの提供 ・会社法、アスベスト問題、ＢＣＰを始めと	
--	--	--	--	--

(5) 期限の定められている業務等 政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等 地域振興整備公団が整備した中小企業基盤整備機構法附則第 5 条及び附則第 6 条第 3 項に掲げる産業用地の分譲業務等については、中小企業基盤整備機構法施行令附則第 2 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に定められた期間で終了するため、当該期間で完売するために必要な総合的な分譲促進策を策定し、着実に実施する。また、中期目標期間終了後の未利用面積が中期目標開始時点に比べおおむね半減していることを目標とする。	(5) 期限の定められている業務等 政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等 ・総合的な分譲促進策として、産業用地の分譲等について、効率的な分譲体制の整備、広範かつ多様な営業活動や分譲・賃貸条件の弾力化等を定めるとともに、企業ニーズを踏まえた産業用地の分割整備や価格設定を行い、これらを通じて、中期目標達成に向けた着実な分譲の推進に努める。 ・また、地域経済の活性化に向け、地域の産業集積を図るプロジェクトや、環境、エネルギー、その他公共公益系施設に係る用地需要等についても、地元自治体と連携を密にし、産業用地の利活用を促進する。 ・なお、中期目標達成に向け、各産業用地の事業実績に応じた見直しを毎年度行うとともに、分譲等が進んでいない産業用地については、関係自治体等と協議し、各産業用地ごとに個別かつ具体的な成果が見込まれるあらゆる分譲等促進策を検討・実施することにより、抜本的対策を講じる。	(5) 期限の定められている業務等 政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等 ・分譲状況や周辺の取引状況等も踏まえ、分譲価格を見直し、競争力のある価格に改定する。 ・小区画のニーズについて、可能な限り柔軟に対応する。 ・賃貸制度について、広く P R を行う。 ・地域の産業集積を図るプロジェクトや、環境、エネルギー、その他公共公益系施設に係る用地需要等について、調査・検討を進める。 ・産業用地ごとの販売方針を策定し、分譲促進を図る。 ・これらを通じて平成 1 7 年度は約 1 2 0 ha の利活用を図る。	した最新の課題・テーマについて迅速な情報提供・助言を実施 ・国際化、知的資産の活用、事業承継対策を始めとした各種課題についても積極的に対応 (5) 期限の定められている業務等 政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等 ■産業用地利活用実績 1 7 0 . 2 ha (1 6 年度実績の 7 3 % 増) 1 7 年度目標 1 3 2 ha、過去 1 3 年で最高の水準 ・旧法人から引き継いだ 7 0 団地のうち 9 団地 (宮田、白鳥、漆生、中泉 B、美祢テクノパーク、豊岡中核、若狭テクノバレー、富山イノベーションパーク、芦別) が完売 ○戦略的、機動的な産業用地の分譲 ・機構全職員が一丸となって産業用地の分譲を推進 (産業用地分譲大作戦の推進) ・個別団地ごとの分譲戦略を策定し実施 ・成功報酬型の産業用地分譲等促進業務委託協定を 1 1 社と締結 (拡充) ・小区画ニーズへの対応として引き合いのあった 2 2 団地 3 3 案件において区画細分化を実施 (顧客ニーズへの対応) ・土地の位置、形状、時価 (不動産鑑定価格、近傍類似の取引事例等) 及び分譲状況等を勘案し分譲価格の見直しを実施 ・新聞 (延べ 1 5 6 回)、情報誌 (延べ 2 2 7 回) 等への広告、ホームページの改良、メールマガジンの配信等積極的 P R を実施 ・賃貸制度を積極的に P R した結果、1 7 年度の賃貸実績は 4 5 ha (1 6 年度 2 5 ha) ○積極的な営業活動の推進 ・地域営業活動強化のための嘱託職員の活用 ・工夫を凝らした広報活動 (例 東京モーターショー出展等)、トップセールスによる営業 ○機構内連携による産業用地の利活用の推進 (例 共同施設事業者が高度化資金を活用し産業用地に立地) ○地域の産業集積を図るプロジェクトや、環境・エネルギー、その他公共公益系施設に係る用地需要等について、調査・検討を進めた結果、公共系及び環境	
--	--	--	---	--

その他期限が定められている業務 中小企業基盤整備機構法附則第 8 条に基づく繊維業務（既往保証債務に係る業務を除く。）については、平成 22 年 5 月 31 日を限度として政令で定める日（検討中）で業務を終了することとされており、それまでの間を我が国繊維産業にとって最後の改革期間と位置付け、構造改革を本格的かつ集中的に行う。このため、繊維事業者の自立事業等に集中的に取り組む。特定産業集積の活性化に関する臨時措置法、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づく業務については、着実に実施する。 また、いずれも本中期目標期間中に法律の期限を迎えるため、その時点で機構の業務の実績の評価を行う。	その他の期限が定められている業務等 1) 繊維業務 ・中小の繊維製造事業者が、賃加工体質から脱却し、自立するための前向きな取組（自立化）等に対して積極的な助成を行うとともに、内外の繊維関連情報の収集・提供及び調査研究、人材育成等を行う。 2) 産業集積活性化業務 ・特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した産業用地・貸工場につい	その他の期限が定められている業務等 1) 繊維業務 繊維中小事業者等の自立化への取り組み及び繊維中小企業団体等が実施する展示会・求評会等に対して助成するとともに、絹製品の需要開発の促進を図るため、開発試作に対する助成や、試作品や新作絹織物等の展示会開催事業を実施する。 また、併せて先進的な企業経営や情報化の推進を担う人材の育成を支援する事業及び繊維中小事業者の情報化を支援する事業を実施する。 2) 産業集積活性化業務 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した産業用地及び貸工場につ	系施設の誘致に成功 ○造成中の産業用地について地元自治体と一体となって産業振興に有益となる活用プランを検討 - 例 柏崎フロンティアパーク企業誘致推進協議会（地元企業、有識者、県市、機構等）において、導入業種の選定及び地元大学との連携等を検討 その他の期限が定められている業務等 1) 繊維業務 ■繊維中小企業者への支援 ○繊維事業者の自立的な商品企画や販路拡大への取り組みを支援～ハンズオン支援の強化～ ・助成事業の効果発揮を目指し、商品企画や事業立案を支援するアドバイス事業を実施 ・販路拡大のため川下企業とのマッチングを新たに実施し、助成後も確実にフォローアップ ・自立化事業交付決定額 25 億円（交付決定件数 88 件） ○クリエーションビジネスフォーラムの開催～ビジネスマッチングによる支援～ ・産地の優れた匠の技術を持つ素材メーカーとデザイナーやアパレルが新規連携を図るための素材展を 3 回開催（3,095 人のバイヤー等が来場） ○日本ファッション・ウィーク（JWF）への支援 - 日本の繊維産業・ファッション産業が世界に発信し、国際競争力を高めるため、ファッションショー等の開催を支援 ○その他、「繊維中小企業団体等が実施する展示会・求評会に対する助成」、「絹製品の需要開発の促進を図るための開発試作に対する助成」、「試作品や新作絹織物等の展示会開催」、「先進的な企業経営や情報化の推進を担う人材の育成を支援する事業」、「繊維中小事業者の情報化を支援する事業」等を実施 2) 産業集積活性化業務 ■特定産業集積活性化法に基づき整備した産業用地及び貸工場について、業務実績に関	
---	--	---	---	--

	ては、法律の期限の時点で機構の業務の実績の評価を行う。 3) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下、民活法)及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(以下、FAZ法)に基づく業務 ・FAZ法に基づく既往の出資先については、本決算及び中間決算等により業況の把握・分析を行い、その状況に応じて、地方自治体等と連携しつつ、経営改善計画の策定・実施を要請し、点検する。 ・民活法、FAZ法に基づき機構が実施した業務については、法律の期限の時点で機構の業務の実績を評価する。	いて、引き続き、その業務実績に関する種々のデータの収集・蓄積を行う。 3) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下、民活法)及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(以下、FAZ法)に基づく業務 ・FAZ法に基づく既往の出資先については、本決算及び中間決算等により業況の把握・分析を行い、その状況に応じて、地方自治体等と連携しつつ、経営改善計画の策定・実施を要請し、点検する。 ・民活法・FAZ法に基づき機構が実施した業務について、その政策効果が説明できるデータを収集分析し、法律の期限の時点の業務実績の評価に資する。	するデータを収集・整理 3) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下、民活法)及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(以下、FAZ法)に基づく業務 ■民活法、FAZ法に基づき機構が実施した業務については、機構の業務実績の評価を実施		
4. 財務内容の改善に関する事項 ・累積欠損金を承継した勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・産業投資特別会計から出資を受けて実施した出資承継勘定のベンチャー企業及び投資事業組合に対する出資については、投資先ベンチャー企業等の収益の向上や経営基盤の安定が図られ、新規株式公開が実現するよう適切な管理を行うものとする。 ・その他産業投資特別会計による出資承継勘定の出資先法人等(三セク)については、各法人の繰越欠損金の減少を目指し、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、的確に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させる等、事業運営の改善を求めることとし、事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる場合には、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。 ・その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善等株主としての権利を活用して適切に対処する。 ・産業投資特別会計から出資を受けて実施する施設事業については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて収益改	3. 財務内容の改善に関する事項 ・累積欠損金を承継した勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・出資承継勘定のベンチャー企業及び投資事業組合に対する出資については、新規株式公開が実現するよう適切な管理を行い、管理するベンチャー企業株式の上場時における売却益及び投資事業組合からの収益分配金により着実に累積欠損金の減少を図ることにより、財務内容を改善する。 ・出資承継勘定の出資先(三セク)については、各法人の繰越欠損金の減少を目指し、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、的確に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させる等、事業運営の改善を求めることとし、事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる場合には、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。 ・施設整備等勘定の出資先(三セク)については、各法人の繰越欠損金の減少を目指し、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、的確に経営状況の把握を行い、事業運営の改善を求めることとし、事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる場合には、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。	3. 財務内容の改善に関する事項 ・累積欠損金を承継した勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・出資承継勘定については、管理するベンチャー企業株式の上場時における売却益及び投資事業組合からの収益分配金により着実に累積欠損金の減少を図ることにより、財務内容を改善する。 ・出資承継勘定の出資先(三セク)については、各法人の繰越欠損金の減少を目指し、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、的確に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させる等、事業運営の改善を求める。 ・施設整備等勘定の出資先(三セク)については、決算事業計画等の報告を通じて、的確に経営状況の把握を行い、事業運営の改善を求めていく。また、全三セクを対象とした連絡会を事務局として開催する等により、地域振興及び経営改善に向けた事業紹介やコスト削減事例等の情報交換を通じて三セク個々の相乗効果を図る。 ・その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善等株主としての権利を活用して適切に対処する。 ・産業投資特別会計から出資を受けて実施す	3. 財務内容の改善に関する事項 ■累積欠損金を承継した勘定の収支改善のための取組 ○小規模企業共済勘定 ・小規模企業共済制度において、基本ポートフォリオに基づく効率的な資産運用に注力した結果、累積欠損金は大幅に減少する見込み - 安全かつ効率的な資産運用により累積欠損金が2,932億円減少(前年度比)16年度末▲8,818億円→17年度末▲5,886億円 ・16年度総利益545億円、17年度総利益2,932億円→16年度及び17年度の累計+3,477億円 ○施設整備等勘定 ・施設賃貸事業について、収益の確実性を図る観点から各施設ごとの収支の把握・分析を実施 - 特に入居率の低い施設について重点的な入居促進活動を実施 - かずさパイオインキュベーター 50.2%(年度初)→80.0%(年度末) - クリエイション・コア福岡 37.0%(年度初)→65.8%(年度末) ・施設整備等勘定の出資先(三セク)	A	小規模企業共済勘定について、効率的な資産運用に注力した結果、累積欠損金が大幅に減少した。産業用地事業について、団地毎の分譲戦略策定や柔軟な価格設定により、利活用が促進されることで収入が増加し、工業再配置勘定は、累積欠損金を解消させることができた。以上のことを含め、累積欠損金を承継した5勘定のうち、4勘定で収支改善が図られた(出資承継勘定のみは、承継した株式の評価損により約1億円の欠損増加)ことは、計画を上回る成果が得られたものと評価でき、財務内容については【A評価】とした。

善に向けた取組を行うものとする。 ・これらを含め、出資業務、債務保証業務、融資業務、施設整備等業務、共済業務といった財務の健全性を確保すべき業務については、出資等の支出とそれをまかなうべき資金回収等とのバランスを確保するため、貸倒実績率等を踏まえたリスク管理を行うなど、そのための適切な措置を講じる。	・その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善等株主としての権利を活用して適切に対処する。 ・産業投資特別会計から出資を受けて実施する施設事業については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて収益改善に向けた取組を行うものとする。 ・債務保証業務については、中期目標期間中における新規保証累計に係る実質代位弁済率（回収控除後の率）を３％以下（平成１５年度末までの実績率１２％）とすること等により同期間中の収支均衡に努める。 ・既往の債務保証案件については、貸付金融機関と連携しつつ、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を行う。 ・債務保証業務により発生する求償権の回収については、機構において、回収の難易度に応じた債権管理を徹底し、法的清算が終了したものについては償却処理を実施するとともに、回収可能性の残るものについては、機構自身による回収に加えて、債権回収専門業者による回収及び所要の調査を委託するなど、回収に係る費用と回収額とのバランスにも留意しつつその回収促進をはかる。 ・この他、財務の健全性を確保すべき業務については、この中期計画に定めるところを始め、そのための必要な措置を講じる。	る施設事業については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて収益改善に向けた取組を行うものとする。 ・債務保証業務については、政策的要請に配慮しつつも、収支計画を踏まえ、事業リスクの合理的分散を図るとともに、関係部署と連携して保証後の業況の安定に留意し、新規保証累計に係る実質代位弁済率（回収控除後の率）を３％以下とする業務運営に努める。 ・既往の債務保証案件については、貸付金融機関と連携しつつ、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を行う。 ・債務保証業務により発生する求償権の回収については、機構において、回収の難易度等に応じた債権管理を徹底するとともに適切な償却処理を実施する。 ・回収可能性の残るものについては、機構自身による回収に加えて、債権回収専門業者による回収及び所要の調査を委託するなど、回収に係る費用と回収額とのバランスにも留意しつつその回収促進をはかる ・土地譲渡割賦債権及び貸付債権について回収額の最大化に向け、個別債務先の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、計画的に回収を進める。 ・この他、収支の健全性を確保すべき業務については、この年度計画に定めるところを始め、そのための必要な措置を講じる。	毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて経営状況を把握、必要に応じて経営健全化計画を提出させ事業運営の改善を図った ・１６年度総利益６億円、１７年度総利益１７億円 →１６年度及び１７年度の累計＋２３億円 ○工業再配置等業務特別勘定及び産炭地域経過業務特別勘定 ・産業用地事業について団地ごとの分譲戦略策定や柔軟な価格設定により、用地の利活用促進を図ることで収入増に努めるなど収益改善に努めた ＊工業再配置等業務特別勘定 ・１６年度総利益１５億円、１７年度総利益３１億円 →１６年度及び１７年度の累計＋４５億円 ＊産炭地域経過業務特別勘定 ・１６年度総利益１２億円、１７年度総利益１１億円 →１６年度及び１７年度の累計＋２３億円 ○出資承継勘定 ・承継出資先について、新規株式公開が実現するよう適切な管理を実施し、これらのベンチャー企業株式の上場時における売却等により収支改善を図った - IPO実績１件（取得価額２４百万円→売却３０２百万円）による利益を含む、株式の上場時売却等による利益＋４２１百万円 関連会社株式等評価損計上 ４８３百万円 ・出資承継勘定の出資先（三セク） 毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて経営状況を把握、必要に応じて経営健全化計画を提出させ事業運営の改善を図った ・１６年度総利益４億円、１７年度総損失１億円 →１６年度及び１７年度の累計＋２億円 ■債権・出資先等の適切な管理 ○旧３法人の出資３セクを効果的に管理するべく組織体制を整備（１７年４月） ○３セク出資先からの経営ヒアリングの徹底やアドバイザー派遣の実施 ○融資事業に係る貸付債権や土地譲渡割賦債権について、個別債務先の財務内容を分析し管理を徹底 ○高度化事業 ・アドバイザー派遣等を通じた都道府県の債	
---	--	--	---	--

			権管理の強化、不良債権処理の促進 ・都道府県と連携し債権回収の検討会・研究会を実施 - 債権管理事務・実務研究会を5回、延滞債権等に関する債権管理回収手法研究会を4回開催 ・貸付先の経営状況の把握及び経営不振先等への専門家派遣の実施（経営不振の兆候がある支援先に対する支援を強化） ○中小企業倒産防止共済事業 - サービスの活用、延滞に対する初期対応の強化、マニュアル整備等を通じた回収の強化等の結果、回収率は改善 （貸付回収率：16年度末83.0%→17年度末83.8%に改善） ○債務保証業務 ・既往の債務保証先については、業況に応じた層別管理を実施 ・債権管理・回収の専門的知識と経験を有する金融機関OB（1名）を嘱託として採用し、職員とともに求償権の回収を進めるとともに、求償権償却事務取扱要領を整備し、求償権の償却に努めた （17年度の求償権等の回収実績は約80百万円、16年度比25%増）		
	4. 予算、収支計画及び資金計画 （1）予算（別紙1-1） 【運営費交付金の算定ルール】 （別紙1-2） （2）収支計画（別紙2） （3）資金計画（別紙3）	4. 予算、収支計画及び資金計画 （1）予算（別紙1） （2）収支計画（別紙2） （3）資金計画（別紙3）	4. 予算、収支計画及び資金計画 （1）予算（別紙1） （2）収支計画（別紙2） （3）資金計画（別紙3）		
	5. 短期借入金の限度額 （1）限度額 運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫時立て替え、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、864億円とする。	5. 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫時立て替え、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、864億円とする。	5. 短期借入金の限度額 ■ 208億円		
	6. 剰余金の使途 各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。 ・職員の資質向上のための研修等 ・広報活動の充実	6. 剰余金の使途 各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。 ・職員の資質向上のための研修等 ・広報活動の充実	6. 剰余金の使途 ■ 剰余金は発生しなかった		

	・任期付職員等の新規採用 ・職場環境の改善、福利厚生の実施 ・施設の充実、改修 ・重点業務への充当（ベンチャー支援、新事業展開支援、再生支援等） ・繊維業務への充当（目的積立金の使途） 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 ・インキュベーション施設の整備を行う。（インキュベーション施設 13,020百万円） [注]金額は見込みであり、予見しがたい事情により追加的な施設整備、改修等が追加されることがある。 (2) 人事に関する計画 ・期初の常勤職員数：884人 ・期末の常勤職員数：785人 中期目標期間中の人件費総額見込み：45,442百万円 上記の額は、役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当及び退職手当に相当する範囲の費用である。 (3) 中期目標期間を超える債務負担 ・該当なし (4) 積立金の処分に関する事項 （前期中期目標期間終了後の積立金の処理について） ・該当なし (5) その他の重要事項 ・該当なし	・任期付職員等の新規採用 ・職場環境の改善、福利厚生の実施 ・施設の充実、改修 ・重点業務への充当（ベンチャー支援、新事業展開支援、再生支援等） ・繊維業務への充当（目的積立金の使途） 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 ・インキュベーション施設の整備を行う。（6ヶ所 3,692百万円） [注]金額は見込みであり、予見しがたい事情により追加的な施設整備、改修等が追加されることがある。	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 ・インキュベーション施設の整備（6ヶ所 3,692百万円）		
			【その他の事項】	A	増大する新規ニーズへの積極的な対応との目標と人員削減目標とを両立させるため、新規採用の抑制、出向者の活用、外部専門家の活用など積極的な措置を講じている。また、関連公益法人等への随

			【組織運営に関する総括的・横断的指標】 【総合評価】	A A	意契約を見直し、３法人の統合体における円滑な会計処理との困難な課題についても、トップが先頭に立った工程管理により実現した。これらにより計画以上の成果が見受けられたと判断し、【Ａ評価】とした。 新連携事業、市場化テストなど、中期計画にない新しい政策課題への取組、外部専門家の活用とレベルアップ、トップセールスによる機構の認知度、ブランド力の向上、地域密着型の事業への積極的な取組などが高く評価でき、組織運営に関する総括的・横断的指標については【Ａ評価】とする。 ○ 業務運営の効率化に関しては、地方事務所の自主的な統廃合の実施などにより、人員配置を機動的に変更。地方支部には目標を上回る人員（５１．１％）を配置。これらにより中小企業の新たな支援ニーズにも対応できる体制を構築。経費面でも目標を上回る削減率を達成（一般管理費は２年間で２１．７％減、運営費交付金は前年度比３．９％減）。 ○ 国民に提供するサービスの質の向上に関しては、新連携支援など中期計画にはない新しい政策課題にも積極的な取り組み。中小企業大学校の自己改革の一環として「市場化テスト」へも積極的に取り組み。産業用地は、目標を大幅に上回る１７０ｈａを利活用。 ○ 財務内容の改善に関しては、小規模企業共済勘定で累積欠損金の大幅な改善が図られたほか（▲８，８１８億円→▲５，８８６億円）、ほとんどの勘定で収支を改善。 ○ 以上のことから、中期計画に記載されていないことも含めて積極的な対応が図られており、中期計画を十分に上回る優れたパフォーマンスを発揮したと認められることから、平成１７事業年度の総合評価は、【Ａ評価】とした。
--	--	--	--	-------------------	---

